

**原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書**  
**～令和7年における状況について～**  
**（概況報告と総括）**

令和8年3月

原子力損害賠償紛争解決センター

# 目次

<b>第 1 センターの組織</b>	<b>1</b>
1 総括委員会	1
2 事務所体制	1
3 人員体制	3
<b>第 2 申立ての動向</b>	<b>6</b>
1 申立件数等	6
2 住所地別の申立件数等	11
3 損害項目別の申立件数等	15
4 業種別の申立件数等	16
<b>第 3 取扱いの状況</b>	<b>17</b>
1 既済件数及び未済件数の動向	17
2 和解成立の損害項目別動向	26
<b>第 4 広報等</b>	<b>27</b>
1 説明会の開催等	27
2 アンケートの実施	34
3 電話による問合せの状況	43
<b>第 5 中間指針第五次追補</b>	<b>44</b>
1 中間指針第五次追補の経緯及び概要	44
2 東京電力の対応	45
3 申立て及び運用状況	46
4 課題及び今後の対応	49
<b>第 6 当面の課題と解決に向けた取組</b>	<b>51</b>
1 本件事故発生から 14 年が経過して	51
2 ALPS 処理水に係る対応	52
3 審理の現状と課題	54
4 広報等における課題	58

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の令和7年1月から12月までの1年間における活動状況について報告する。なお、第5、6において、東京電力株式会社<sup>1</sup>による賠償の進捗状況に関する記述等一部の内容について令和8年1月末時点での状況を基に記述している。

## 第1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が行う東京電力福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介手続（以下「和解仲介手続」という。）を実施する組織であり<sup>2</sup>、総括委員会<sup>3</sup>、パネル（仲介委員<sup>4</sup>による単独又は合議体の和解仲介手続の実施主体をいう。以下同じ。）及び和解仲介手続の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室<sup>5</sup>（以下「和解仲介室」という。）から構成されている<sup>6</sup>。

### 1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手続を円滑かつ効率的に遂行するために和解仲介手続を総括する委員会として、審査会の下に設置され、令和7年12月末現在、審査会会長が指名した委員長1名及び委員2名の計3名で構成されている<sup>7</sup>。

総括委員会が令和7年に行った主な活動は次のとおりである。

#### (1) 会議の開催

総括委員会の会議は、委員長が招集することとされており<sup>8</sup>、令和7年に計11回（第194回会議から第204回会議まで）開催した。

#### (2) 主な決議事項

令和7年は、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和6年における状況について～（概況報告と総括）」（以下各年の原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書を単に「活動状況報告書」という。）等について議決を行った。

## 2 事務所体制

センターは、東京都内に東京事務所（港区西新橋一丁目）、福島県内に福島事務所（郡

---

<sup>1</sup> 東京電力株式会社は、平成28年4月1日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

<sup>2</sup> 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成23年8月5日審査会決定。以下「要領」という。）第6条。

<sup>3</sup> 要領第1条。

<sup>4</sup> 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第7条の2第1項。

<sup>5</sup> 要領第7条。

<sup>6</sup> 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）第1条。

<sup>7</sup> 要領第1条。

<sup>8</sup> 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成27年8月23日総括委員会決定）第3条第1項。

山市)並びに同事務所の県北支所(福島市)、会津支所(会津若松市)、いわき支所(いわき市)及び相双支所(南相馬市)の5か所の計6事務所において業務を行っている。

東京事務所では、申立書の受付と各事務所で受け付けた申立書の受理を行うとともに、口頭審理等の和解仲介手続とそれに必要な連絡調整等の事務を行っている。また、文部科学省ホームページにおいて和解仲介の結果や事例集等を公表するといったセンターに関する情報提供を行うなどセンターの運営に関する各種事務を執り行っている。

福島事務所及び各支所では、本件事故の被災地に近いという特性を活かして、申立書の受付を行うとともに、申立ての方法などに関する各種問合せに、直接窓口で、あるいはフリーダイヤルによる電話で応じている(後記「第4-3 電話による問合せの状況」参照)。また、福島事務所にテレビ会議システムを設置し、福島事務所と東京事務所をつないで口頭審理等の手続を行うことができるようにしている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会の実施等や和解事例集(簡易版)等の配布などといったセンターやその活動に関する広報・周知活動に取り組んでいる(後記「第4-1 説明会の開催等」参照)。

### 3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から令和7年までの推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	-	-	-	-	-	3	4	4	5	5	5	6
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277	278	270	227	207
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161	132	105	84	77
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)	123 (26)	111 (23)	108 (22)	105 (23)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582	541	494	427	398

	令和 5年	令和 6年	令和 7年
総括委員	3	3	3
総括委員会顧問	6	6	6
仲介委員	195	187	184
調査官	67	70	67
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	105 (24)	101 (24)	96 (24)
合計	376	367	356

※各年の12月末における人数を示したものである。

○令和7年月別推移

	令和7年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
仲介委員	187	187	187	187	187	187	186	186	186	184	184	184
調査官	70	69	68	67	67	67	67	67	67	67	67	67
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	101 (25)	102 (25)	100 (25)	96 (23)	97 (23)	98 (24)	98 (24)	97 (24)	97 (24)	97 (24)	97 (24)	96 (24)
合計	367	367	364	359	360	361	359	359	359	357	357	356

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う。（審査会の委員又は特別委員のうちから指名）

仲介委員　：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）  
調査官　　：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）  
和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び  
文部科学省の職員等により構成される。

## 【概要】

令和7年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問6名、仲介委員184名（令和6年12月末比3名減）、調査官67名（同3名減）、和解仲介室職員96名（同5名減）である。調査官は、任期1年（再任可）の任期付非常勤職員である。再任を希望せず退職した者や自己都合により年度途中で退職をした者が一定数いることや、案件動向等を踏まえいわゆる新規採用を平成26年から令和5年まで行ってこなかったこともあり、近年、その人数は減少傾向にあったが、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「中間指針第五次追補」又は単に「第五次追補」という。後記「第5 中間指針第五次追補」参照）の策定等に伴う申立件数の動向を考慮し、令和6年に調査官を若干名増員するなど、その時々に応じた組織体制の構築に努めている。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

## 第2 申立ての動向

### 1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から令和7年までの申立件数等の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	1,206 -	11,971 (13,177)	25,738 (38,915)	29,534 (68,449)	23,984 (92,433)	9,508 (101,941)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)	23,984 (92,693)	9,508 (102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	1,209 (25,545)	862 (26,407)	1,144 (27,551)	1,162 (28,713)
申立種別内訳						
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	175 (14.5%)	101 (11.7%)	98 (8.6%)	42 (3.6%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	1,034 (85.5%)	761 (88.3%)	1,046 (91.4%)	1,120 (96.4%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	3,648 (105,589)	2,158 (107,747)	3,668 (111,415)	2,096 (113,511)	3,906 (117,417)	2,465 (119,882)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	3,648 (105,849)	5,477 (111,326)	3,668 (114,994)	2,096 (117,090)	3,906 (120,996)	2,465 (123,461)
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	248 (20.5%)	159 (18.4%)	237 (20.7%)	38 (3.3%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	3.0	2.4	3.4	2.1
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	3.0	2.4	3.4	2.1
	令和5年	令和6年	令和7年	全期間合計		
期間別申立件数 (累計)	1,472 (30,185)	926 (31,111)	763 (31,874)	31,874		
申立種別内訳						
法人申立て	52 (3.5%)	60 (6.5%)	44 (5.8%)	6,020 (18.9%)		
個人申立て	1,420 (96.5%)	866 (93.5%)	719 (94.2%)	25,854 (81.1%)		
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	3,413 (123,295)	2,186 (125,481)	1,490 (126,971)	126,971		
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	3,413 (126,874)	2,186 (129,060)	1,490 (130,550)	130,550		
申立ての 弁護士代理件数	35 (2.4%)	33 (3.6%)	30 (3.9%)	9,898 (31.1%)		
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.4	2.0	4.0		
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.4	2.0	4.1		

○令和7年の申立件数等の月別内訳

	令和7年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	48 (31,159)	130 (31,289)	142 (31,431)	23 (31,454)	36 (31,490)	24 (31,514)
申立種別内訳						
法人申立て	4 (8.3%)	5 (3.8%)	2 (1.4%)	5 (21.7%)	7 (19.4%)	1 (4.2%)
個人申立て	44 (91.7%)	125 (96.2%)	140 (98.6%)	18 (78.3%)	29 (80.6%)	23 (95.8%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	149 (125,630)	282 (125,912)	283 (126,195)	50 (126,245)	69 (126,314)	55 (126,369)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	149 (129,209)	282 (129,491)	283 (129,774)	50 (129,824)	69 (129,893)	55 (129,948)
申立ての 弁護士代理件数	0 (0.0%)	2 (1.5%)	3 (2.1%)	3 (13.0%)	4 (11.1%)	2 (8.3%)
説明会経由の 申立件数	7 (14.6%)	94 (72.3%)	94 (66.2%)	1 (4.3%)	2 (5.6%)	1 (4.2%)

	令和7年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	86 (31,600)	75 (31,675)	46 (31,721)	76 (31,797)	49 (31,846)	28 (31,874)
申立種別内訳						
法人申立て	2 (2.3%)	2 (2.7%)	4 (8.7%)	2 (2.6%)	4 (8.2%)	6 (21.4%)
個人申立て	84 (97.7%)	73 (97.3%)	42 (91.3%)	74 (97.4%)	45 (91.8%)	22 (78.6%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	160 (126,529)	121 (126,650)	75 (126,725)	120 (126,845)	76 (126,921)	50 (126,971)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	160 (130,108)	121 (130,229)	75 (130,304)	120 (130,424)	76 (130,500)	50 (130,550)
申立ての 弁護士代理件数	1 (1.2%)	2 (2.7%)	4 (8.7%)	1 (1.3%)	3 (6.1%)	5 (17.9%)
説明会経由の 申立件数	64 (74.4%)	54 (72.0%)	15 (32.6%)	50 (65.8%)	24 (49.0%)	1 (3.6%)

※平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※（累計）は、平成23年9月以降の累計である。

※申立件数のうち、平成24年：1件、平成25年：2件、平成30年：5件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※申立人数のうち、平成24年：84人、平成25年：176人、平成30年：3,319人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数（申立人数は各案件が分離された年の年末時点集計）。この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。

○平成 26 年から令和 7 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,822 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,340 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,395 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,454 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
期間別申立件数		862	1,144	1,162	1,472	926	763
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)	809 (55.0%)	456 (49.2%)	381 (49.9%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)	663 (45.0%)	470 (50.8%)	382 (50.1%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※初回申立て：申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。

複数回申立て：申立人が当該申立て以前に別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※平成 26 年より申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上している。厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から令和 7 年までの 1 件の申立人数が 100 人以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	累計
申立人数100人以上/ 件の期間別申立件数	1	10	10	36	16	14	0	0	1	1	3	0	1	1	0	94

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 人以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 人以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 人未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※平成 25 年は、同年に分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 1 件ある。平成 25 年の申立件数については、令和 4 年までの活動状況報告書では誤って上記 1 件を含めて計上していたため、数値が異なっている。

※平成 30 年は、同年に分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件 数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	7	4	5	56
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	6	3	1	98
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	2	0	0	52
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	15	7	6	210

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和 7 年の申立件数は 763 件<sup>9</sup>となり、令和 6 年（令和 6 年 1 月から 12 月までの 1 年間のことをいう。以下同じ。）と比較すると申立件数は 163 件（17.6%）減少した。また、個人による申立て（以下「個人申立て」という。）の件数と法人による申立て（以下「法人申立て」という。）の件数の内訳を見ると、前者は 719 件で令和 6 年（866 件）と比較して 147 件（16.9%）の減少、後者は 44 件で令和 6 年（60 件）と比較して 16 件（26.7%）の減少であった。月ごとの申立件数を見ると、2 月及び 3 月は 100 件以上、7 月、8 月及び 10 月は 70 件以上であった。個人申立ての件数は令和 6 年に引き続き前年から減少したが、これは令和 4 年 12 月に中間指針第五次追補が策定されたことを踏まえて開始された追加賠償について、直接請求やセンターの和解仲介により成立した和解契約に基づく支払いが進展したために関連する申立てが減少したこと等が特に影響していると考えられる。

初回申立て（申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合）と複数回申立ての推移（概数）を見ると、令和 6 年と比べて、初回申立ての割合は同水準（微増）であった。全体に占める割合は、初回申立てが全体の 49.9%（件数自体は前年比 16.4%減）、複数回申立てが 50.1%（件数自体は前年比 18.7%減）である。平成 26 年から令和元年にかけては、初回申立ての件数、割合ともに段階的に減少していたが、令和 2 年以降は令和 5 年まで初回申立ての割合が増加している。令和 6 年は若干減少したが、令和 7 年は再び増加しており、令和 2 年以前と比べると、本件事故から時が経過する一方で、なおも引き続きその割合は高い。「第 4 1 説明会の開催等」で後述するように、説明会経由の申立てはそうでない通常の申立てと比較して初回申立割合が高い傾向にあることから、令和 3 年頃から自治体と連携した説明会を実施する等広報・周知活動を積極的に実施してきたことが、近年の高い初回申立割合につながっていると考えられる。

<sup>9</sup> なお、平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成 26 年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが含まれている。平成 29 年から令和 7 年までに集合立件の方式を採用した申立ては 1 件ある。

令和7年の申立人数は1,490人であり、令和6年と比較すると31.8%減である。なお、令和7年における1件当たりの申立人数は2.0人であった。

弁護士の代理が付された申立てについては、令和6年と比較して3件減少し、30件（割合では前年比0.3%増の3.9%）である。令和4年以降、このような申立ての割合が2～3%台で推移している要因については必ずしも定かではないが、これも説明会における申立てが増えていることなどが影響しているのではないかと推察される。なお、必要な事案では適切に弁護士代理がなされ被害者に対する適正な賠償が実現されることが重要であり、「第6 3 審理の現状と課題」で後述する。

地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては6件であり、令和6年より1件減っている。このうち、都道府県からの申立ては5件である。

## 2 住所地別の申立件数等

令和7年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表3に示すとおりである。

【表3 住所地別の申立件数等】

	地方公共 団体名	平成 23.3.1 時点の人口 (※2)	事故時(※1)						申立時(※1)	
			件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率 (※3)	件数	比率 (※3)
浜通り (いわき市、 相馬市、新地町 を除く)	南相馬市	70,752	279	149	(53.4%)	130	(46.6%)	36.6%	276	36.2%
	双葉郡浪江町	20,854	96	13	(13.5%)	83	(86.5%)	12.6%	14	1.8%
	双葉郡富岡町	15,959	83	48	(57.8%)	35	(42.2%)	10.9%	20	2.6%
	双葉郡大熊町	11,570	73	42	(57.5%)	31	(42.5%)	9.6%	9	1.2%
	双葉郡双葉町	6,891	59	29	(49.2%)	30	(50.8%)	7.7%	2	0.3%
	相馬郡榺葉町	7,676	10	4	(40.0%)	6	(60.0%)	1.3%	5	0.7%
	相馬郡飯館村	6,132	9	2	(22.2%)	7	(77.8%)	1.2%	2	0.3%
	双葉郡広野町	5,386	4	2	(50.0%)	2	(50.0%)	0.5%	3	0.4%
	双葉郡葛尾村	1,524	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0.3%	1	0.1%
	小計	146,744	615	290		325		80.6%	332	43.5%
浜通り (いわき市、 相馬市、新地町 に限る)	いわき市	341,463	26	20	(76.9%)	6	(23.1%)	3.4%	99	13.0%
	相馬市	37,721	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.3%	10	1.3%
	相馬郡新地町	8,178	2		(0.0%)	2	(100.0%)	0.3%	1	0.1%
	小計	387,362	30	22		8		3.9%	110	14.4%
福 島 県 県北	福島市	291,992	10	4	(40.0%)	6	(60.0%)	1.3%	32	4.2%
	伊達市	65,749	4	3	(75.0%)	1	(25.0%)	0.5%	5	0.7%
	伊達郡桑折町	12,784	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.3%	2	0.3%
	二本松市	59,665	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	9	1.2%
	伊達郡国見町	10,029	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	伊達郡川俣町	15,505	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	1	0.1%
	本宮市	31,507							4	0.5%
	小計	487,231	19	11		8		2.5%	54	7.1%
県中	郡山市	338,882	25	14	(56.0%)	11	(44.0%)	3.3%	78	10.2%
	田村市	40,234	6	2	(33.3%)	4	(66.7%)	0.8%	6	0.8%
	須賀川市	79,109	3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0.4%	10	1.3%
	岩瀬郡天栄村	6,247	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	石川郡平田村	6,888	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	石川郡石川町	17,717							1	0.1%
	石川郡古殿町	5,981							1	0.1%
	田村郡三春町	18,089							4	0.5%
	田村郡小野町	11,141							1	0.1%
	小計	524,288	36	20		16		4.7%	103	13.5%

	地方公共 団体名	平成 23.3.1 時点の人口 (※2)	事故時(※1)						申立時(※1)		
			件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率 (※3)	件数	比率 (※3)	
福 島 県	県南	西白河郡西郷村	19,729	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	2	0.3%
		東白川郡棚倉町	15,011	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%		
		白河市	64,602							3	0.4%
		西白河郡泉崎村	6,771							2	0.3%
		西白河郡矢吹町	18,365							1	0.1%
		小計	124,478	2	1		1		0.3%	8	1.0%
	会津	喜多方市	52,180	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	3	0.4%
		耶麻郡北塩原村	3,193	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		河沼郡湯川村	3,343	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		大沼郡昭和村	1,487	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		
		大沼郡会津美里町	22,612	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		
		会津若松市	125,872							16	2.1%
		南会津郡下郷町	6,413							1	0.1%
		河沼郡会津坂下町	17,266							1	0.1%
	小計	232,366	5	4		1		0.7%	23	3.0%	
福島県内計		1,902,469	707	348		359		92.7%	630	82.6%	

	都道府県名	事故時(※1)						申立時(※1)	
		件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率 (※3)	件数	比率 (※3)
北海道・東北	北海道	8	7	(87.5%)	1	(12.5%)	1.0%	10	1.3%
	宮城県	4		(0.0%)	4	(100.0%)	0.5%	12	1.6%
	山形県	2		(0.0%)	2	(100.0%)	0.3%	2	0.3%
	秋田県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	1	0.1%
	青森県							1	0.1%
	小計	15	7		8		2.0%	26	3.4%
関東・甲信越	栃木県	3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0.4%	7	0.9%
	埼玉県	3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0.4%	21	2.8%
	東京都	3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0.4%	15	2.0%
	新潟県	3		(0.0%)	3	(100.0%)	0.4%	5	0.7%
	千葉県	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0.3%	5	0.7%
	神奈川県	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0.3%	11	1.4%
	茨城県							13	1.7%
	群馬県							2	0.3%
	山梨県							1	0.1%
	長野県							1	0.1%
	小計	16	8		8		2.1%	81	10.6%
北陸・東海	愛知県							2	0.3%
	小計							2	0.3%

	都道府県名	事故時(※1)					申立時(※1)		
		件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率(※3)	件数	比率(※3)
近畿	三重県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	大阪府	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	4	0.5%
	兵庫県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	京都府							5	0.7%
	奈良県							2	0.3%
	小計	3	3				0.4%	13	1.7%
中国・四国	広島県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	山口県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	徳島県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	島根県							1	0.1%
	岡山県							2	0.3%
	高知県							1	0.1%
	小計	3	3				0.4%	7	0.9%
九州・沖縄	福岡県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	鹿児島県							1	0.1%
	沖縄県							1	0.1%
	小計	1	1				0.1%	3	0.4%
事故時住所なし(事故後に申立会社設立)		2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0.3%		
不明		16	10	(62.5%)	6	(37.5%)	2.1%		
福島県以外の国内計		56	33		23		7.3%	132	17.3%
海外	アメリカ							1	0.1%
	小計							1	0.1%
福島県以外計		56	33		23		7.3%	133	17.4%
合計		763	381		382		100.0%	763	100.0%

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所地は申立書の記載に従っており、センターが申立時における実際の住所地を確認したものではない。

※2 福島県のホームページで公開されている推計人口「月報データ（平成 23 年）」から転記。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15847.html>

※3 令和 7 年の全申立件数 763 件に対する比率。

## 【概要】

令和 7 年の申立てを住所地別に見ると、事故時の住所地が福島県内である被害者からの申立てが全体の 92.7% を占めており、中でも、事故時の住所地が南相馬市である被害者からの申立件数が 279 件と全体の 36.6% を占めている。また、申立時の住所地別では、福島県内の被害者からの申立てが全体の 82.6% を占めているが、その割合は令和 6 年（79.9%）と比べると若干増加しており、また令和 2 年（66.7%）、令和 3 年（68.7%）等と比べると引き続き高くなっている。以上については、「第 4 1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体等と連携して現地で説明会等を開催したり、広報チラシ等を配布したりといった広報・周知活動を積極的に行ったことが大き

な要因となっているものと考えられる。

次に、複数回申立てに着目すると、事故時の住所が双葉郡浪江町である被害者からの申立件数は96件であったが、そのうち複数回申立てが83件を占め、全申立件数に占める複数回申立ての比率は86.5%と顕著に高い。その理由としては、平成30年4月に打切りによって終了した浪江町住民による集団申立事件に申立人として参加した浪江町住民による再度の申立てが多くあったことが一つの要因として挙げられる。

### 3 損害項目別の申立件数等

令和7年の損害項目別の申立件数等は、表4に示すとおりである。

【表4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								
		避難費用	生命・身 体的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	除染 費用
件数 (割合)	763	302 (39.6%)	104 (13.6%)	547 (71.7%)	125 (16.4%)	145 (19.0%)	31 (4.1%)	104 (13.6%)	73 (9.6%)	24 (3.1%)
前年比	82.4%	78.9%	72.2%	80.6%	79.1%	87.3%	77.5%	81.9%	83.9%	82.8%

参考) 令和6年

件数 (割合)	926	383 (41.4%)	144 (15.6%)	679 (73.3%)	158 (17.1%)	166 (17.9%)	40 (4.3%)	127 (13.7%)	87 (9.4%)	29 (3.1%)
------------	-----	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	----------------	--------------	--------------

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

#### 【概要】

令和7年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、令和6年とおおむね同様の傾向を示しており、精神的損害の申立てが引き続き高い割合を占めている。

なお、精神的損害の申立ての割合が高い理由としては、「第5 3 申立て及び運用状況」で後述するように、中間指針第五次追補策定（令和4年12月）による影響があると考えられる。

#### 4 業種別の申立件数等

令和7年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表5に示すとおりである。

【表5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業種内訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	125	32 (25.6%)	17 (13.6%)	34 (27.2%)	7 (5.6%)	9 (7.2%)	1 (0.8%)	50 (40.0%)
前年比	79.1%	88.9%	121.4%	121.4%	63.6%	90.0%	50.0%	70.4%

参考) 令和6年

件数 (割合)	158	36 (22.8%)	14 (8.9%)	28 (17.7%)	11 (7.0%)	10 (6.3%)	2 (1.3%)	71 (44.9%)
------------	-----	---------------	--------------	---------------	--------------	--------------	-------------	---------------

※「サービス業等」には、サービス業のほかに、表に記載された農林水産業等に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

#### 【概要】

令和7年の営業損害の賠償の申立件数は125件である。令和6年と比較すると、33件減っている。

業種別の割合を見ると、農林水産業、販売業及びサービス業等の割合が高いが、令和6年と比較して顕著な変化は認められない。

### 第3 取扱いの状況

#### 1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数、既済事由別内訳及び未済件数は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から令和7年までの既済件数等の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(内訳)									
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,231	969
和解打切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	334	220
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	92
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	0

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	全期間合計
期間別申立件数	862	1,144	1,162	1,472	926	763	31,874
期間別既済件数	1,087	942	1,180	1,292	1,227	928	31,261
(内訳)							
和解成立	814	705	866	991	930	740	24,793
和解打切り	106	126	123	101	112	73	2,763
取下げ	167	111	191	200	185	115	3,703
却下	0	0	0	0	0	0	1
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	1
未済件数	715	917	899	1,079	778	613	613

【参考】

一部和解成立	27	31	17	278	131	25	2,820
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	108

○令和7年の既済件数等の月別内訳

	令和7年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	48	130	142	23	36	24	86	75	46	76	49	28
期間別既済件数	92	60	85	72	68	86	91	72	77	78	67	80
(内訳)												
和解成立	77	53	72	56	57	67	71	58	60	50	57	62
和解打ち切り	9	2	2	5	5	4	9	5	5	10	6	11
取下げ	6	5	11	11	6	15	11	9	12	18	4	7
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	734	804	861	812	780	718	713	716	685	683	665	613

【参考】

一部和解成立	6	1	3	6	3	1	1	0	1	2	0	1
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※平成27年1月以降、既済案件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年に計上すべきもののうち、平成26年に既に計上したものがあつたため、平成27年の既済件数がその分少なくなつている。

※「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数1件に対して同日に成立した案件がそれぞれ2件以上あつた場合においても、1件として計上している。

※平成27年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成29年までの活動状況報告書と異なつている。

※平成30年の既済件数のうち和解成立と取下げの件数について、令和7年に集計の誤りを修正したため、令和6年までの活動状況報告書と異なつている。

※「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第10条第1項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第33条に基づき「和解の仲介をしない」場合である。上記政令第10条第1項では、「申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、和解の仲介をしないことができる。」と規定されている。平成30年の1件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであつたが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなつたものである。

※令和7年の「和解打ち切り」、「取下げ」の件数には、それぞれ、一部和解ないし早期一部支払（「第5-3 申立て及び運用状況」及び「第6-3 審理の現状と課題」で後述）により一部の事項について和解が成立したが、その余の事項について最終的に打ち切りに至つたもの4件、取下げに至つたもの4件を含む。

○平成 26 年から令和 7 年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(既済件数の内訳)						
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,231 (67.7%)	969 (69.8%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	334 (18.4%)	220 (15.9%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	199 (14.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	128 (9.2%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	6 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	17 (1.2%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	14 (1.0%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	17 (1.2%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	17 (1.2%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
期間別既済件数	1,087	942	1,180	1,292	1,227	928
(既済件数の内訳)						
和解成立	814 (74.9%)	705 (74.8%)	866 (73.4%)	991 (76.7%)	930 (75.8%)	740 (79.7%)
取下げ	167 (15.4%)	111 (11.8%)	191 (16.2%)	200 (15.5%)	185 (15.1%)	115 (12.4%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解打ち切り	106 (9.8%)	126 (13.4%)	123 (10.4%)	101 (7.8%)	112 (9.1%)	73 (7.9%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	55 (5.1%)	86 (9.1%)	55 (4.7%)	31 (2.4%)	58 (4.7%)	31 (3.3%)
申立人が和解案を拒否した	7 (0.6%)	3 (0.3%)	7 (0.6%)	4 (0.3%)	5 (0.4%)	1 (0.1%)
被申立人が和解案を拒否した	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
申立人が資料提出に応じない	26 (2.4%)	10 (1.1%)	17 (1.4%)	11 (0.9%)	18 (1.5%)	9 (1.0%)
申立人と連絡がとれない	11 (1.0%)	22 (2.3%)	24 (2.0%)	31 (2.4%)	20 (1.6%)	24 (2.6%)
その他	5 (0.5%)	5 (0.5%)	20 (1.7%)	24 (1.9%)	11 (0.9%)	8 (0.9%)

	合計
期間別既済件数	24,732
(既済件数の内訳)	
和解成立	19,663 (79.5%)
取下げ	3,006 (12.2%)
却下	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	1 (0.0%)
和解打ち切り	2,062 (8.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)	
申立人の請求権を認定できない	1,288 (5.2%)
申立人が和解案を拒否した	99 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	129 (0.5%)
申立人が資料提出に応じない	157 (0.6%)
申立人と連絡がとれない	249 (1.0%)
その他	140 (0.6%)

※平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記の分類で整理をしている。合計欄については平成 26 年から令和 7 年までの件数の合計であるため、平成 25 年以前の件数を含んでいる他表の合計欄と値が一致しない。

※被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4

件、平成 30 年 9 件、令和元年 4 件、令和 2 年 0 件、令和 3 年 0 件、令和 4 年 0 件、令和 5 年 0 件、令和 6 年 0 件、令和 7 年 0 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。

※被申立人が和解案を拒否した事案として、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※「その他」には、申立人の意思能力がないことが判明した場合などが含まれている。また、申立人及び被申立人の双方が和解案の受諾を拒否したために打ち切りとなった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※令和 7 年の「和解打ち切り」、「取下げ」の件数には、それぞれ、一部和解ないし早期一部支払（「第 5 3 申立て及び運用状況」及び「第 6 3 審理の現状と課題」で後述）により一部の事項について和解が成立したが、その余の事項について最終的に打ち切りに至ったもの 4 件、取下げに至ったもの 4 件を含む。

※平成 30 年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数について、令和 7 年に集計の誤りを修正したため、令和 6 年までの活動状況報告書と異なっている。

○平成 26 年から令和 7 年までの初回申立て・複数回申立て別既済件数等の推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,822 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,340 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,395 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,454 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち既済件数(令和7年12月末時点)		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,822 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,340 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,395 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,454 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち未済件数(令和7年12月末時点)		0	0	0	0	0	0
内訳	初回申立て	0	0	0	0	0	0
	複数回申立て	0	0	0	0	0	0
	分離に係る申立て	0	0	0	0	0	0

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
期間別申立件数		862	1,144	1,162	1,472	926	763
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)	809 (55.0%)	456 (49.2%)	381 (49.9%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)	663 (45.0%)	470 (50.8%)	382 (50.1%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うち既済件数(令和7年12月末時点)		862	1,140	1,157	1,451	826	280
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	523 (45.9%)	598 (51.7%)	802 (55.3%)	401 (48.5%)	145 (51.8%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	617 (54.1%)	559 (48.3%)	649 (44.7%)	425 (51.5%)	135 (48.2%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うち未済件数(令和7年12月末時点)		0	4	5	21	100	483
内訳	初回申立て	0	1 (25.0%)	0 (0.0%)	7 (33.3%)	55 (55.0%)	236 (48.9%)
	複数回申立て	0	3 (75.0%)	5 (100.0%)	14 (66.7%)	45 (45.0%)	247 (51.1%)
	分離に係る申立て	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

		合計
期間別申立件数		22,720
内訳	初回申立て	12,511 (55.1%)
	複数回申立て	10,204 (44.9%)
	分離に係る申立て	5 (0.0%)
うち既済件数(令和7年12月末時点)		22,107
内訳	初回申立て	12,212 (55.2%)
	複数回申立て	9,890 (44.7%)
	分離に係る申立て	5 (0.0%)
うち未済件数(令和7年12月末時点)		613
内訳	初回申立て	299 (48.8%)
	複数回申立て	314 (51.2%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)

※合計欄については平成 26 年から令和 7 年までの件数の合計であるため、平成 25 年以前の件数を含んでいる  
他表の合計欄と値が一致しない。

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを  
訂正したため、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 7 年 12 月末までに既済となった案件  
の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 7 年 12 月末時  
点において未済である案件の件数を示す。

○平成 23 年から令和 7 年までの 1 件の申立人数が 100 人以上の申立ての既済件数等の推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	累計
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	10	36	16	14	0	0	1	1	3	0	1	1	0	94
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	1	1	3	0	1	1	0	98
申立人数100人以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	26	2	0	0	1	1	3	96
（内訳）																
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	15	2	0	0	1	1	3	60
和解打ち切り	0	0	0	3	1	0	2	18	11	0	0	0	0	0	0	35
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	6	0	0	0	0	0	0	17
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	3	2	5	5	5	5	2	2

※申立て 1 件（1 事件番号）当たりの申立人数が 100 人以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、複数の申立てに分けられ、分けられた後の申立て 1 件当たりの申立人数が 100 人以上であった場合には、その件数分が集計される、複数の申立てに分けられた後の申立て 1 件当たりの申立人数が 100 人未満であった場合には、その件数は集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

※「和解成立」となっている平成 23 年から令和 7 年までの累計 60 件の中には、和解仲介手続の過程において一部の申立人に対して打ち切りを行ったものが含まれており、その中には、被申立人が和解案を拒否したことによって一部打ち切りを行ったものが令和 2 年に 1 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての既済件数等の推移

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	累計	
普通地方公共 団体からの 期間別申立件 数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	7	4	5	56	
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	6	3	1	98	
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	2	0	0	52	
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	15	7	6	210	
普通地方公共 団体からの 期間別既済件 数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	3	3	3	6	4	6	7	43	
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	10	10	10	7	6	6	6	94	
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	4	1	13	2	0	2	0	50	
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	4	
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	17	14	27	15	10	14	13	191	
	（合計内訳）																	
	和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	15	13	16	15	10	13	13	174	
	和解打ち切り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	1	0	13	
	一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	4	
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
未済件数	0	2	2	26	24	46	47	41	50	51	34	28	33	26	19	19		

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

※平成 24 年～28 年の既済件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

※平成 24 年～27 年の未済件数については、令和元年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 30 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

## 【概要】

令和 7 年の既済件数は 928 件であり、同年末における累計既済件数は 31,261 件となった。

令和 7 年中に受け付けた申立ては 763 件であり、年間の既済件数が申立件数を上回った。令和 6 年と比較すると、令和 7 年は、申立件数は 17.6%減少し、既済件数は令和 6 年以降の申立件数の減少を受けて 24.4%減少している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、令和 6 年末時点では 778 件であったものが、令和 7 年末時点では 613 件に減少した。

令和 7 年の既済件数 928 件のうち、和解成立件数は 740 件であり、既済件数の 79.7%が和解成立により終了している。既済件数のうちの和解成立件数の割合である和解成立率は、平成 25 年から平成 28 年は 8 割を超え、平成 29 年以降は 7 割弱から 8 割弱の間で推移している。なお、和解成立率を累計でみた場合、令和 7 年末までの累計和解成立件数は 24,793 件であり、累計既済件数 31,261 件のうち 79.3%が和解成立により終了している。単一事故を原因とする損害賠償についての和解仲介に関して、事故から 10 年以上の期間が経過しているにもかかわらず、未だに終局事件の 8 割近くについて和解が成立していることは、注目に値する。このように高い和解率が維持されている要因としては、①本件事故から相当の期間が経過した後に発生した損害（例えば事業者の営業損害や普通地方公共団体の本件事故への対応に係る費用相当額の損害など）についての申立てが存在すること、②令和 4 年に策定された中間指針第五次追補により新たな損害費目について賠償の範囲等の目安が示されるなどしたこと、③5 割程度の初回申立割合が示すように、直近になってセンターを利用するようになった被害者が相当数存在しており、その中に賠償を増額すべき事情が認められた方が一定数いたと考えられることが挙げられる。

令和 7 年の既済件数のうち和解打切りにより終了した事案は 73 件あり、既済件数のうちの割合は、令和 6 年と比較すると、9.1%から 7.9%に減少している。また、令和 7 年に和解打切りにより終了した事案を和解打切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由としたものが 31 件（42.5%）ある。

令和 7 年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった事案の件数は、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年、令和 6 年に引き続き 0 件であ

った（令和7年末までの累計で140件<sup>10</sup>）。

令和7年に和解成立により終了した事案における、各手続段階の平均的な審理の進行及びそれに要する期間は次のとおりである。まず、申立書の受付から約1～1.5か月で担当仲介委員及び担当調査官が指名される。次いで、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。その後、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均9.1か月<sup>11</sup>で和解案提示が行われ、双方が受諾する場合には和解契約が交わされる。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の各年における平均審理期間は以下の通り。

【表7 平均的な審理期間の推移】

単位：月

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
全データ	4.6	4.9	6.2	7.9	10.9	11.0	10.0	7.9	8.8	8.4	8.6	9.1
自治体・集団集合案件 を除いたデータ	4.5	4.6	5.9	7.6	10.3	9.9	9.5	7.6	8.5	8.0	8.2	8.8

※全データのうち平成27、28年の値については、令和6年の活動状況報告書作成にあたって再度計算しなおしたため、令和5年までの活動状況報告書と異なっている。

このように、平均的な審理期間は当初に比べると長期化する傾向にあったが、令和2年以降は10.0か月以下となっている。平成28年以降長期化してきた要因としては、本件事故からの時の経過に伴い、各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となってきたという点や、本件事故発生前後の状況についての的確な資料（関係者の記憶等の主観的なものを含む。）の散逸が進行してきているという点、また、すでに複数回申立てをして和解が成立している事案では、賠償されていない損害項目を検討するに当たり、より慎重な聴き取りが必要となる点などが挙げられる。

また、「第5 3 申立て及び運用状況」及び「第6 3 審理の現状と課題」で後述するように、令和5年からの取組として、中間指針第五次追補の策定を踏まえ、被害者に対する迅速な賠償の実現のため、総括基準「早期一部支払の実施について」（平成24年12月21日付）を積極的に活用し、個人による申立事件のうち希望者について、中間指針第五次追補にかかる損害賠償を請求した場合を中心に、東京電力が答弁書で賠償を認めた部分については先行して和解を成立させ、早期の支払いを実現すると運用を実施した。この運用は令和5年以降における平均的な審理期間の短縮に影響を与

<sup>10</sup> 「平成26年から令和6年までの主な和解打ち切り理由の内訳」に記載の129件に、平成25年以前の案件10件、平成28年に生じた案件1件（同内容で再申立てがあった案件について、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した）を加えている。

<sup>11</sup> 早期一部支払いも含む全体の平均。

えたと考えられる。なお、令和5年以降に早期一部支払を活用した場合に限った、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の平均は、1.5か月であった。

他方で、申立人の数や請求項目が多かったり、判断すべき事項が複雑困難であったりすることが通常であるなど、典型的に審理に一定の時間及び労力を要する集団申立案件、地方公共団体による申立案件、営業損害の賠償を求める案件などは、いずれも申立件数がピーク時に比べて減っている（集団申立案件は、平成28年は14件であったのに対し、その後は0件から3件で推移。地方公共団体による申立案件は、令和元年は26件であったのに対し、令和2年は15件、令和3年は10件、その後は6件から15件で推移。営業損害の賠償を求める案件は、令和元年は302件であったのに対し、その後は、158件から185件で推移したのち、令和7年は125件。）。こうした典型的に一定の時間及び労力を要する案件の申立件数が減少していることは、審理期間にも影響していると表7から読み取れ、特に、地方公共団体による申立案件と営業損害の賠償を求める案件の減少は、令和2年以降審理期間が短縮に転じた一つの要因とも考えられる。なお、令和6年以降平均審理期間はやや増加傾向にあるが、この要因としては、本件事故からの時間の経過に伴い原子力損害の賠償に係る権利が相続されることが増加し、調整に時間を要するようになっていることなどが考えられる。センターとしては引き続き状況を注視して参りたい。

## 2 和解成立の損害項目別動向

令和7年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表8に示すとおりである。

【表8 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・身 体的損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数 (割合)	740	309 (41.8%)	51 (6.9%)	536 (72.4%)	425 (57.4%)	70 (9.5%)	65 (8.8%)	29 (3.9%)	97 (13.1%)	50 (6.8%)	19 (2.6%)	25 (3.4%)
前年比	79.6%	75.4%	81.0%	75.4%	87.3%	93.3%	79.3%	111.5%	84.3%	108.7%	59.4%	62.5%

参考) 令和6年

件数 (割合)	930	410 (44.1%)	63 (6.8%)	711 (76.5%)	487 (52.4%)	75 (8.1%)	82 (8.8%)	26 (2.8%)	115 (12.4%)	46 (4.9%)	32 (3.4%)	40 (4.3%)
------------	-----	----------------	--------------	----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	--------------	--------------	--------------

### 【概要】

令和4年以前と比較すると、令和6年と同様に精神的損害の割合が高い。その要因としては、「第5 3 申立て及び運用状況」で後述するように、中間指針第五次追補策定（令和4年12月）による影響があると考えられる。また、弁護士費用の割合については令和6年と同様に低い。その要因としては、近年の弁護士代理による申立ての減少による影響があると考えられる。全体として、近年の傾向と同様であり、令和7年に限った顕著な変化は認められない。

## 第4 広報等

### 1 説明会の開催等

センターでは、いまだに初回申立てが一定数あること、また、令和6年申立件数 926 件のうち 401 件（43.3%）が説明会経由であったことから、本件事故による被害者に、センターの存在・役割及び和解仲介手続について知っていただき、また、ご理解いただけるよう、令和6年に引き続き広報チラシの配布や様々な機会を捉えた説明会の開催など、広報・周知活動に積極的に取り組んでいる。

令和7年において福島事務所と東京事務所が連携して取り組んだ説明会の実施状況及び申立件数並びに詳細な取組は以下の通り。

#### （1）説明会の実施状況及び申立件数

センターでは、地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等についての説明会を、特に、確定申告及び健康診断の時期を中心として開催してきている。令和7年は、表9のとおり、説明会を113回実施し、延べ193名の調査官等が対応に当たった。

令和6年は、浪江町、南相馬市、大熊町、富岡町及び双葉町と連携して確定申告会場<sup>12</sup>や健康診断会場と併設する形でブースを設ける形式で説明会を実施したが、令和7年においてもこれらの自治体と引き続き連携し、説明会を実施した。加えて、福島県外のNPO法人とも連携した説明会も主催団体のニーズに沿う形で実施している。また、富岡町においては、令和4年12月以来、富岡町役場や近隣の公共施設に個別説明窓口を原則毎月1回開設している。

また、福島県主催の「原子力損害の賠償等に関するお困りごと相談会」に協力する形で、3月に郡山市といわき市で説明会を実施した。事前に福島県の報道機関向けのプレス発表を行い、開催予定及びいわき市内での実施の様子が報道された。11月には同じく福島県と協力し、会津地区向けの説明会を開催した。さらに12月には社協連携避難者支援センター南相馬と連携し、双葉町、浪江町及び飯舘村から南相馬市に避難している高齢者並びに南相馬市に帰還した高齢者向けの交流会において説明会を実施した。

説明会経由の申立て（説明会において申立てがされたもの）の割合は、令和5年は55.4%（1,472件のうち816件）、令和6年は43.3%（926件のうち401件）、令和7年は53.3%（763件のうち407件）と引き続き高い割合となっている（表10のうち説明会経由申立件数参照）ことから、地方公共団体等と連携した説明会を積極的に開催することは、十分な救済を受けていない被害者への働きかけとして有効であると考えられる。

なお、説明会経由の申立てを統計データとして正式に取得し始めた令和元年以降の

<sup>12</sup>地方公共団体で行われている県民税・市町村民税の申告相談会場。

説明会経由の申立件数及び説明会主催地別申立件数は表 10 に示すとおりである。また、月別で見ても説明会を実施した月は顕著に申立件数が多い（表 2 のうち令和 7 年月別内訳参照）。

また、生活基盤喪失・変容による精神的損害の増額案件等の第五次追補に関する重要な和解事例をセンターとして公表してからは、それらについてイラスト等を用いながら、よりわかりやすく記載した広報チラシを作成し、健康診断会場や浜通り地区のイベント会場にて実施した説明会において配布した。広報チラシ作成に際しては、配布時の受け手の反応等も踏まえ、専門用語等については可能な限り解説を付ける等、引き続きわかりやすさを重視するよう努めていきたいと考えている。

【表 9 令和 7 年 説明会の実施状況】

期間・回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月6日～3月10日 11回	南相馬市	確定申告会場	73件
2月10日～3月4日 6回	双葉町	確定申告会場	17件
2月14日～3月14日 9回	浪江町	確定申告会場	28件
2月17日～3月12日 5回	富岡町	確定申告会場	29件
2月17日～3月13日 6回	大熊町	確定申告会場	30件
3月7日～3月10日 2回	福島県	確定申告会場	12件
7月1日～8月27日 25回	南相馬市	健康診断会場	115件
9月9日～10月31日 3回	双葉町	健康診断会場	15件
9月11日～10月28日 6回	浪江町	健康診断会場	29件
10月9日～10月10日 2回	富岡町	健康診断会場	9件
10月21日～11月26日 5回	大熊町	健康診断会場	18件
毎月1回程度 10回	富岡町	定期個別説明会	2件
隔月で水曜：夜間開所と土曜：午後開所を組み合わせ	-	福島事務所における 平日夜間・土曜窓口	10件

て実施 10回		(1月の夜間臨時開所を含む)	
10月11日、11月26日 2回	福島県	相談会場	5件
10月20日 1回	富岡町	避難者交流会	3件
上記以外 10回	NPO法人、社協連携 避難者支援センター	福島県、神奈川県、大阪府	12件

※各説明会の合計申立件数は、令和7年中に申立てがあったものに限って集計している。

【表10 令和元年から令和7年までの説明会主催地別申立件数等の推移】

	全体	説明会経由									
		浪江町	南相馬市			大熊町	富岡町	双葉町	左記以外		
			鹿島	原町	小高						
令和元年											
申立件数 (割合)	1,209	78 (6.5%)	66 (5.5%)	0 (0.0%)	12 (1.0%)						
うち初回申立て	438	24	15	0	0	0	0	0	0	0	9
既済件数	1,209	78	66	0	0	0	0	0	0	0	12
うち和解成立	861	51	43	0	0	0	0	0	0	0	8
うち取下げ	196	19	17	0	0	0	0	0	0	0	2
うち打ち切り	152	8	6	0	0	0	0	0	0	0	2
未済件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年											
申立件数 (割合)	862	219 (25.4%)	158 (18.3%)	0 (0.0%)	61 (7.1%)						
うち初回申立て	336	73	25	0	0	0	0	0	0	0	48
既済件数	862	219	158	0	0	0	0	0	0	0	61
うち和解成立	647	162	120	0	0	0	0	0	0	0	42
うち取下げ	112	32	21	0	0	0	0	0	0	0	11
うち打ち切り	103	25	17	0	0	0	0	0	0	0	8
未済件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年											
申立件数 (割合)	1,144	244 (21.3%)	191 (16.7%)	0 (0.0%)	53 (4.6%)						
うち初回申立て	524	46	20	0	0	0	0	0	0	0	26
既済件数	1,140	244	191	0	0	0	0	0	0	0	53
うち和解成立	913	187	144	0	0	0	0	0	0	0	43
うち取下げ	114	34	32	0	0	0	0	0	0	0	2
うち打ち切り	113	23	15	0	0	0	0	0	0	0	8
未済件数	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	全体	説明会経由									
		浪江町	南相馬市			大熊町	富岡町	双葉町	左記以外		
			鹿島	原町	小高						
令和4年											
申立件数 (割合)	1,162	727 (62.6%)	173 (14.9%)	411 (35.4%)	75 (6.5%)	262 (22.5%)	74 (6.4%)	91 (7.8%)	16 (1.4%)	0 (0.0%)	36 (3.1%)
うち初回申立て	598	403	22	275	60	167	48	68	12	0	26
既済件数	1,157	726	172	411	75	262	74	91	16	0	36
うち和解成立	864	522	139	275	55	172	48	65	13	0	30
うち取下げ	182	134	19	96	13	64	19	16	1	0	2
うち打ち切り	111	70	14	40	7	26	7	10	2	0	4
未済件数	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年											
申立件数 (割合)	1,472	816 (55.4%)	111 (7.5%)	512 (34.8%)	129 (8.8%)	339 (23.0%)	44 (3.0%)	53 (3.6%)	76 (5.2%)	14 (1.0%)	50 (3.4%)
うち初回申立て	809	487	16	337	105	205	27	39	65	7	23
既済件数	1,451	805	108	506	128	334	44	51	76	14	50
うち和解成立	1,087	579	73	366	94	243	29	34	53	10	43
うち取下げ	250	161	25	98	24	61	13	11	19	3	5
うち打ち切り	114	65	10	42	10	30	2	6	4	1	2
未済件数	21	11	3	6	1	5	0	2	0	0	0
令和6年											
申立件数 (割合)	926	401 (43.3%)	70 (7.6%)	206 (22.2%)	45 (4.9%)	139 (15.0%)	22 (2.4%)	32 (3.5%)	44 (4.8%)	8 (0.9%)	41 (4.4%)
うち初回申立て	456	215	5	127	31	83	13	20	31	6	26
既済件数	826	372	61	197	43	133	21	27	43	7	37
うち和解成立	627	281	46	144	32	97	15	25	37	6	23
うち取下げ	126	66	15	38	7	26	5	1	2	0	10
うち打ち切り	73	25	0	15	4	10	1	1	4	1	4
未済件数	100	29	9	9	2	6	1	5	1	1	4
令和7年											
申立件数 (割合)	763	407 (53.3%)	57 (7.5%)	188 (24.6%)	40 (5.2%)	131 (17.2%)	17 (2.2%)	48 (6.3%)	43 (5.6%)	32 (4.2%)	39 (5.1%)
うち初回申立て	381	210	6	97	29	59	9	32	32	18	25
既済件数	280	160	17	85	26	52	7	18	17	9	14
うち和解成立	167	85	11	39	12	22	5	12	10	4	9
うち取下げ	79	52	5	32	8	22	2	4	5	5	1
うち打ち切り	34	23	1	14	6	8	0	2	2	0	4
未済件数	483	247	40	103	14	79	10	30	26	23	25

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和7年12月末までに既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和7年12月末時点において未済である案件の件数を示す。

表11は説明会経由の申立てと説明会経由以外の申立てのそれぞれについて、申立て全体に占める初回申立ての割合の推移を示したものである。自治体と連携した説明会を本格的に開始した令和4年以降、説明会経由の申立て全体に占める初回申立ての割合は50%を超えており、説明会経由以外の申立てよりも高い割合となっている。令和

7年の説明会経由の申立て全体に占める初回申立割合は51.6%であり、令和5年(59.7%)や令和6年(53.6%)からやや減少したが、引き続き高い割合となっている。これは説明会によって、これまで和解仲介手続を利用したことがなかった被害者への働きかけを行うことが初回申立てに結び付いていることを示しており、未だ申立てに至っていない被害者が多く残されていると考えられることを踏まえた広報・周知活動が引き続き必要と考えられる。

なお「第6 3 審理の現状と課題」で後述するように、説明会を案内する広報物や説明会参加者からの口コミ等による間接的な周知効果が申立てにつながっている面もあると考えられることから、説明会開催の意義を説明会経由の申立件数及び初回申立ての割合等の実績のみで評価することはできないという点に留意が必要である。

令和8年以降も、福島事務所と東京事務所とが連携して、地方公共団体等との緊密な連携を図りながら、説明会の実施等への協力など、福島県内の各地域の実情に即したきめ細かな広報・周知活動に一層注力し、適切な賠償が実現されるよう努めていきたいと考えている。

【表 11 説明会経由申立ての初回割合の推移】

年	説明会						説明会以外						全体件数
	初回申立		複数回申立		総数		初回申立		複数回申立		総数		
	件数	割合											
令和元年	24	30.8%	54	69.2%	78	6.5%	414	36.6%	717	63.4%	1,131	93.5%	1,209
令和2年	73	33.3%	146	66.7%	219	25.4%	263	40.9%	380	59.1%	643	74.6%	862
令和3年	46	18.9%	198	81.1%	244	21.3%	478	53.1%	422	46.9%	900	78.7%	1,144
令和4年	403	55.4%	324	44.6%	727	62.6%	195	44.8%	240	55.2%	435	37.4%	1,162
令和5年	487	59.7%	329	40.3%	816	55.4%	322	49.1%	334	50.9%	656	44.6%	1,472
令和6年	215	53.6%	186	46.4%	401	43.3%	241	45.9%	284	54.1%	525	56.7%	926
令和7年	210	51.6%	197	48.4%	407	53.3%	171	48.0%	185	52.0%	356	46.7%	763
総計	1,458	50.4%	1,434	49.6%	2,892	38.4%	2,084	44.9%	2,562	55.1%	4,646	61.6%	7,538

## (2) わかりやすい広報媒体の作成・配布

センターでは、イラスト等を多用した見やすくわかりやすい広報チラシ等を作成している。具体的には、説明会を開催する地域に特化した和解事例を掲載した広報チラシを作成し、その地域の広報誌に同封したり、説明会の会場で手渡しをしたりするなどして配布した。また、浪江町の意見も取り入れた形で浪江町民向けのわかりやすい和解事例集を作成し、令和8年2月～3月に浪江町の町県民税の申告会場で実施する説明会に向け、「広報なみえ」に折り込んだ形で全戸配布するための配布手続を令和7年12月中に完了した。さらに、福島県の協力を得て、従前より広報誌記事を掲載いただいている自治体以外にも掲載を依頼し、18自治体の広報誌に和解仲介手続の紹介記事を掲載した。

また、福島県が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」に和解事例やセンターの利用案内を掲載するとともに、複数の地方公共団体が発行する広

報誌や避難者を支援する NPO 法人が発行する広報誌等に、センターの案内記事や和解事例を掲載している。加えて、広く情報発信する観点から、文部科学省のソーシャルメディアアカウントを用いて facebook や X(旧 Twitter) のような SNS を活用した広報・周知活動を引き続き実施している。

さらに、文部科学省原子力損害賠償対策室とも連携し、和解仲介手続について分かりやすく解説した漫画冊子「～未来と希望のために～ もうひとつの選択肢“ADR”」を作成した。3月より関係自治体等への配布を開始し、その後、健康診断説明会の場などで広く配布した他、10月に福島県川内村で開催された福島県双葉郡の大規模交流イベント「ふたばワールド 2025in かわうち」に福島県と連携して出展したブースでも配布した。

### (3) 広報推進のための関係団体との協議会・勉強会

センターの和解仲介手続や申立ての現状等に関して理解を深めていただき、連携をより強化するために、近年、福島県弁護士会や福島県司法書士会と、審理や申立ての状況等をテーマとした協議会やセンターの手続についての勉強会などを開催している。令和7年には福島県弁護士会を対象に協議会を開催した。

司法書士会については、全国の司法書士会(50か所)及び同会の連合会事務局に前記の漫画冊子を配布した。

加えて、被害者に身近な団体等から適時適切にセンターを紹介いただくことを目的に、社会福祉協議会への周知活動や避難者支援団体向けの勉強会も開催した。

### (4) 原子力損害賠償事例集

センターは、広報・周知活動の一環として、和解仲介手続の利用を検討している被害者の方や、被害者を支援する各地方公共団体その他の団体等の便宜のため、センターにおける和解事例をとりまとめ、原子力損害賠償事例集<sup>13</sup>として公表している。

令和7年11月には令和7年版の原子力損害賠償事例集として、令和6年版事例集に掲載された和解成立事例の公表時点以降に公表された和解成立事例(具体的には令和6年1月から7月までに和解が成立した公表事例の全て並びに令和5年12月及び令和6年8月から11月までに和解が成立した公表事例の一部。公表番号2032から2095まで)を収録し、公表した。

なお、本報告書の公表時点において、センターのホームページにおいて、令和2年版、令和3年版、令和4年版、令和5年版、令和6年版、令和7年版の6つの事例集を掲載している。令和2年版には、公表番号146から1553までの事例を、令和3年版、令和4年版には、その続き番号である公表番号1554から1793までの事例をそれぞれ掲載し、令和5年版は、同種事例を一覧できるように、令和4年6月版に追記する形で公表番号1794から1877までの事例をまとめて掲載している。令和6年版では、中間指針第五次追補が策定されたことを受けて、第1部の構成を中間指針第五次追補を

<sup>13</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/1333592\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1333592_00001.htm)

取り入れたものに改編した。その上で、損害項目ごとに、これまでの中間指針等の関連箇所を記載し、かつ参照すべき事例（令和2年版から6年版掲載分）を列挙している。令和7年版の第1部では、令和6年版事例集の第1部に公表番号2032から2095までを追記した第1部【統合版】と、公表番号2032から2095のみを列挙した第1部【単年版】を作成し、公表した（したがって、令和7年版の第1部【統合版】を見れば、これまでの全ての事例集に掲載された和解事例を検索することができるようになっている。）。

今後も継続的に、新しいものを追加したり、既存のものを更新したりなどしていきたいと考えており、その際には、利用者にとって参照しやすい工夫をさらに検討していくことが必要であると考えている。

#### （5）福島事務所における「平日夜間・土曜窓口」の実施

令和6年8月から令和7年1月までの間、調査官等による個別対応の機会を提供しつつ、平日昼間には時間を取れなかった被害者にも利用しやすい取組として、福島事務所の開所時間を夜間まで延長し、対面、電話及びオンラインにて利用可能な「福島事務所の夜間臨時開所」を試行的に実施した。

令和7年4月からはこれを発展させ、「平日夜間・土曜窓口」として、偶数月の第1土曜日昼間の開所及び奇数月第1水曜日の夜間開所を組み合わせる形で実施した。福島事務所に来所していただく形の対面方式（予約優先制）と、電話やオンライン会議を使用した方式（完全予約制）の2種類の方式で実施し、いずれの方式においても自治体と連携した説明会と同様に調査官等が対応を行った。またセンターのホームページでの案内や広報チラシの配布、ラジオCM等、窓口についての広報・周知活動を実施した。

令和7年は平日夜間及び土曜日の窓口を計10回開催し、16件の相談及び10件の申立てがあった<sup>14</sup>。「第4 2 アンケートの実施」で後述するアンケートの回答も踏まえて、令和8年以降の実施につなげていく予定である。

#### （6）ホームページの改良

センターのホームページについて、利用者の利便性向上の観点から、レイアウト等の改良を実施した。例えばページ上部に手続方法の説明箇所や申立書様式の掲載ページに移動できるリンクボタンを設置し、利用者にとって特に重要と思われる情報へのアクセスが容易になるような工夫を行った。

---

<sup>14</sup>令和7年1月に実施した夜間臨時開所の実績を含む。

## 2 アンケートの実施

これまでの広報活動の成果や、申立て及び説明会等の利用を促進するうえで留意すべき点を把握し、今後の効果的な広報戦略の検討に資することを目的として、令和7年において、説明会利用者、申立人等にアンケートを行った。具体的には、以下の①、②を対象とした。

①説明会でブースに入って相談をした方、説明会で申立書一式を持ち帰った方、センターから申立書一式の郵送を受けた方、福島事務所・支所に来訪した方（以下「説明会参加者等」という。）。令和7年7月～11月に実施し、297件（説明会参加者217件、通常窓口訪問者60件、郵送申立者16件、平日夜間・土曜窓口参加者4件）の回答を得た。

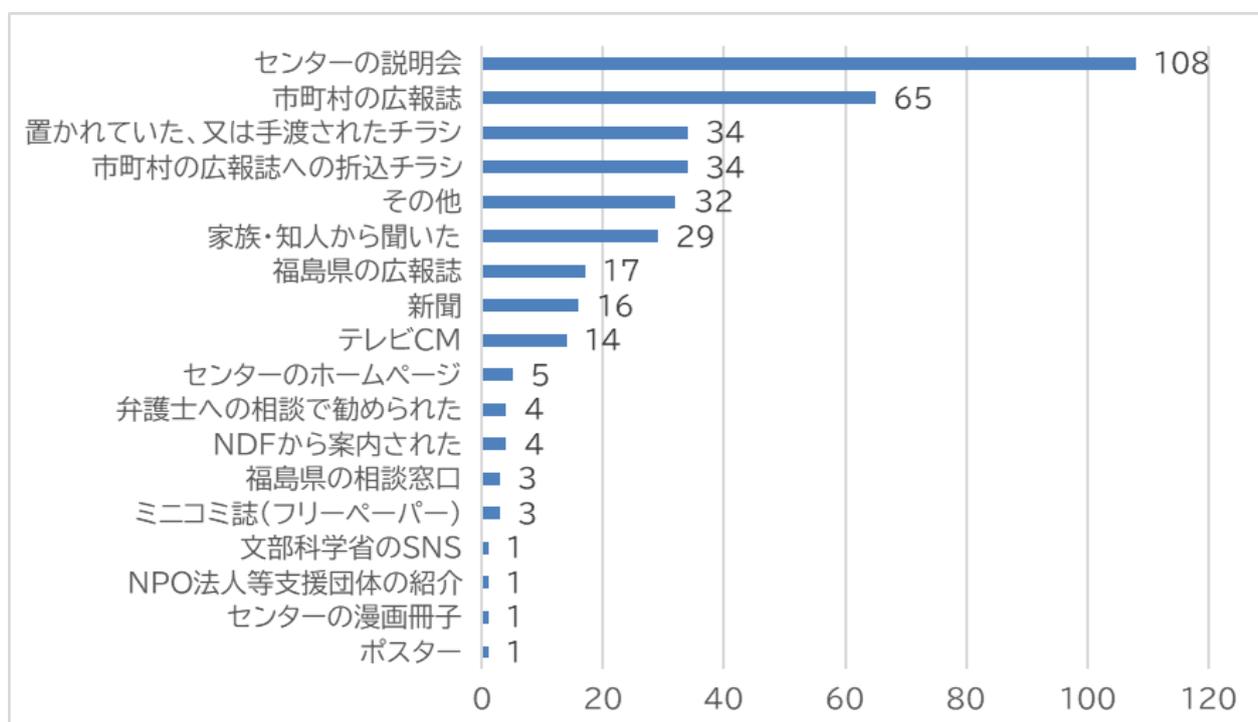
②和解成立した申立人（以下「和解成立者」という。）。令和7年7月～12月に実施し、211件の回答を得た。

なお一部質問項目について、アンケート対象者の性質を踏まえて追加・削除を行っているため、①と②で質問項目が異なる場合がある。

### (1) 説明会参加者等へのアンケート結果

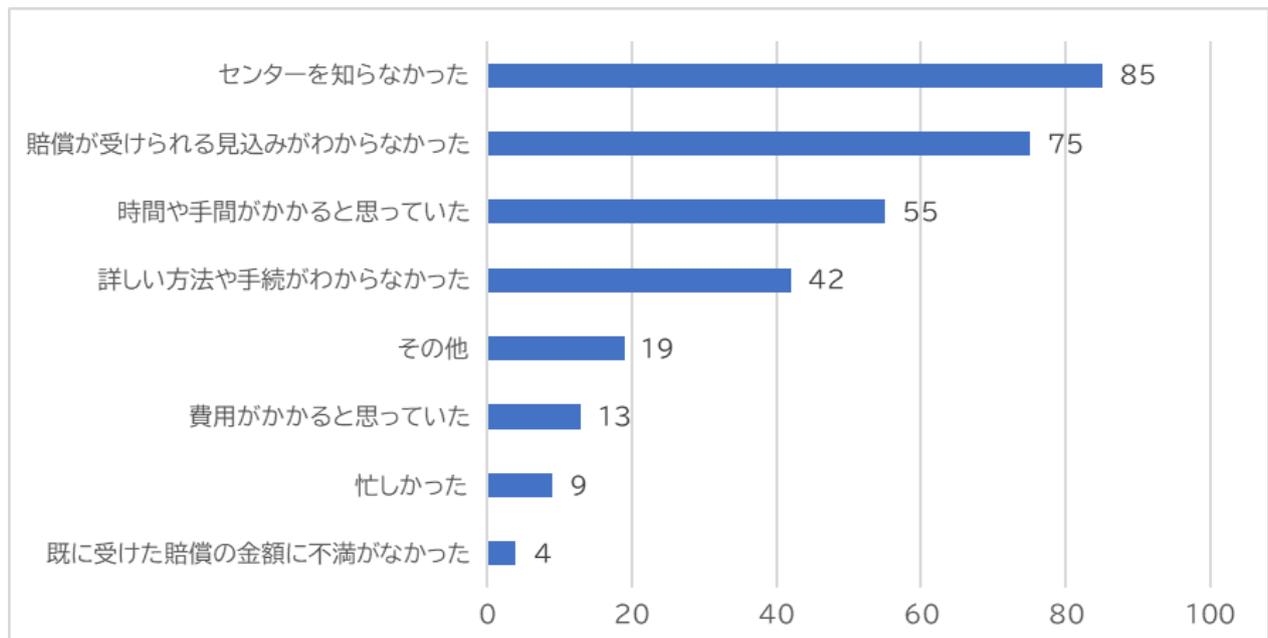
主な設問の回答結果は以下の図のとおりである。

【図1 センターを知ったきっかけ（説明会参加者等） 複数回答可】



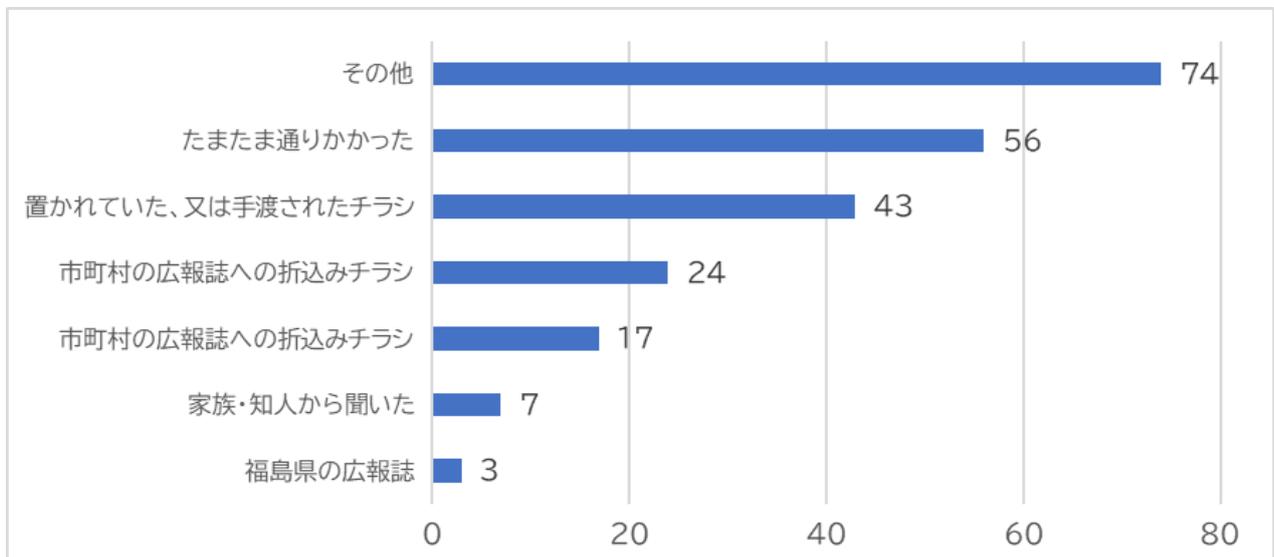
※「センターの説明会」の件数には、「その他」で「健康診断」と回答した48件と、「今回の説明会」と回答した1件の計49件を含めている。同49件については「その他」の件数から除外している。

【図 2 これまでセンターへの申立てをしなかった理由（説明会参加者等） 複数回答可】



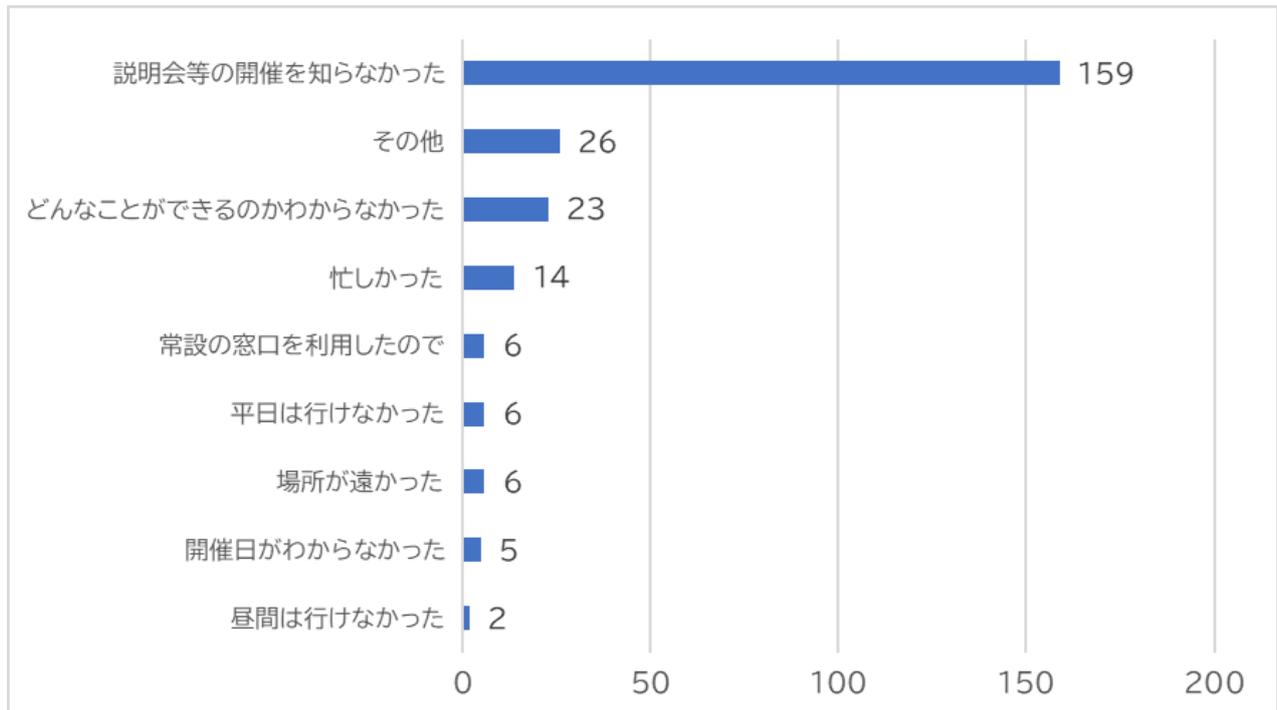
※本質問は、全回答者のうち、これまでセンターへの申立てを行ったことがないと回答した 199 名を対象に行った。

【図 3 説明会を知ったきっかけ（説明会参加者等） 複数回答可】

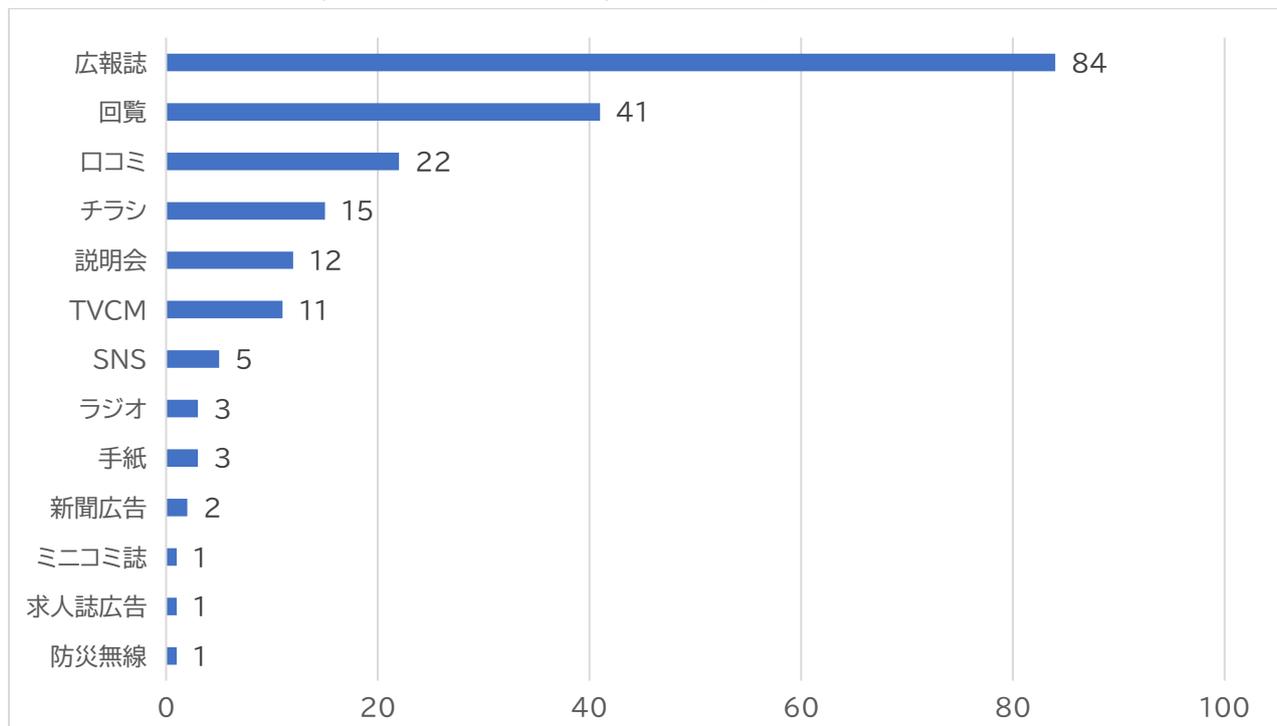


※「その他」74 件に含まれる回答のうち、「健康診断」が 54 件、「職員の声かけ」が 5 件あった。これらの回答は、実質的には「たまたま通りかかった」と同義と考えられる。

【図4 これまで「説明会」や「平日夜間・土曜窓口」を利用しなかった理由（説明会参加者等） 複数回答可】



【図5 効果的と思われる広報手段（説明会参加者等） 自由記述】



【概要】

回答者の属性について、年代別では、10～20代が2件、30～40代が31件、50～60代が87件、70代以上が177件となり、全体の半数以上を70代以上が占めている。ま

た本件事故当時に居住していた地域については、福島県内が 288 件と大半を占めた。また市町村ごとでは南相馬市 150 件、浪江町 40 件、富岡町 27 件、双葉町 24 件等となった。これは回答者に占める説明会参加者の割合が高いため、説明会実施自治体に居住していた方からの回答が多くなったからであると考えられる。また福島県以外では、栃木県、埼玉県、東京都等の回答があった。

回答の内容を見ると、まず、センターを知ったきっかけについては説明会が最も多く、説明会の場での職員の声かけやチラシの配布によってセンターの存在を知り、申立てにつながった方が多いことが分かる。また、市町村の広報誌や折込チラシという回答が次いで多かった他、家族・知人や他の機関等からの紹介でセンターを知ったという方も一定数存在した。

次に、これまでセンターに申立てを行わなかった理由については、最も多かった回答が「センターを知らなかった」であり、次いで「賠償を受けられる見込みがわからなかった」、「時間や手間がかかると思っていた」、「詳しい方法や手順がわからなかった」となった。センターの存在を認知していない場合はもとより、センターの手続や賠償を受けられる見込みについての情報不足や不安がセンターの利用の支障となっていると考えられる。

さらに、センターの説明会を知ったきっかけについては、当日たまたま通りかかったことという回答が最も多かった。また市町村の広報誌や折込チラシで説明会を知ったという方も一定数存在した。

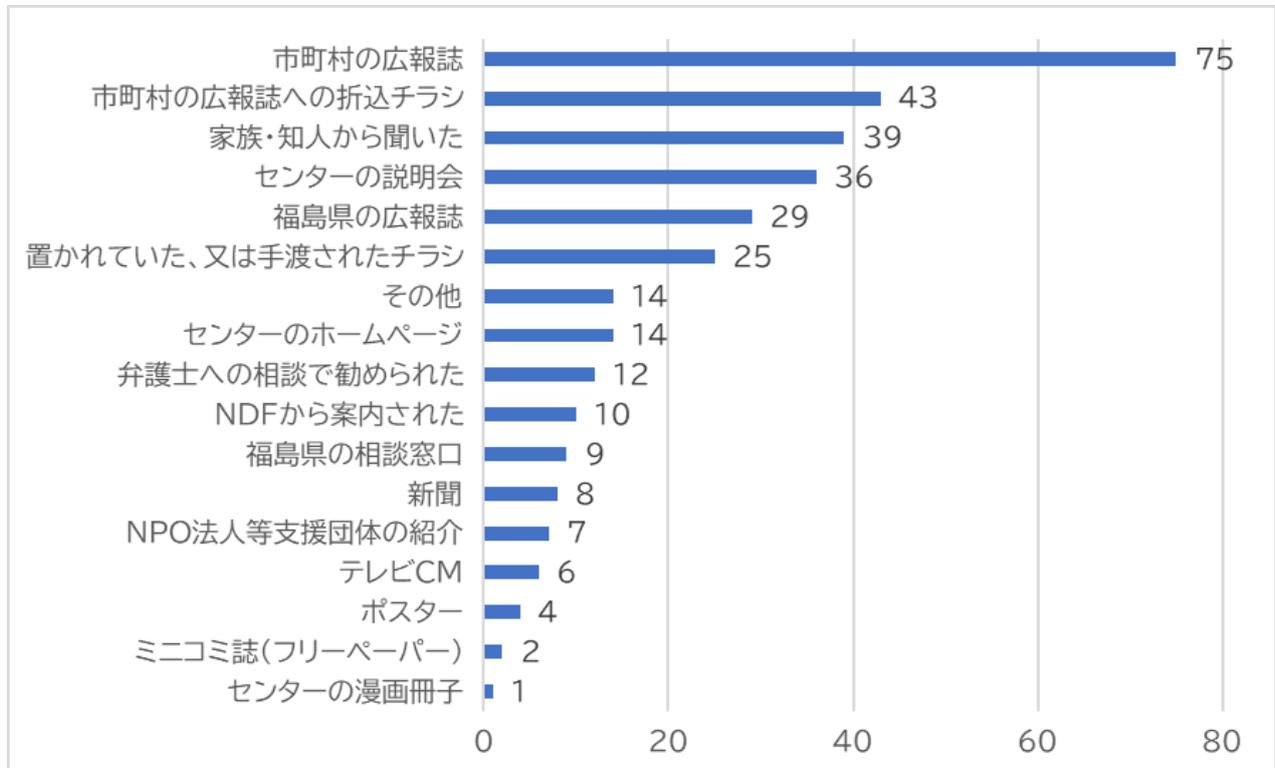
そして、これまで説明会を利用しなかった理由としては、「説明会をやっていることを知らなかった」が回答の多くを占めた。また、「どんなことができるのかわからなかった」という回答も一定数あり、センターの業務内容や和解仲介の手続等について、引き続き周知を図っていくことの重要性が再確認された。

また、今後効果的と思われる広報手法については、市政だよりを含む広報誌が最も多く、次いで回覧、口コミ、チラシとなった。また具体的な和解事例をわかりやすく周知してほしいとする意見などもあった。

## (2) 和解成立者へのアンケート結果

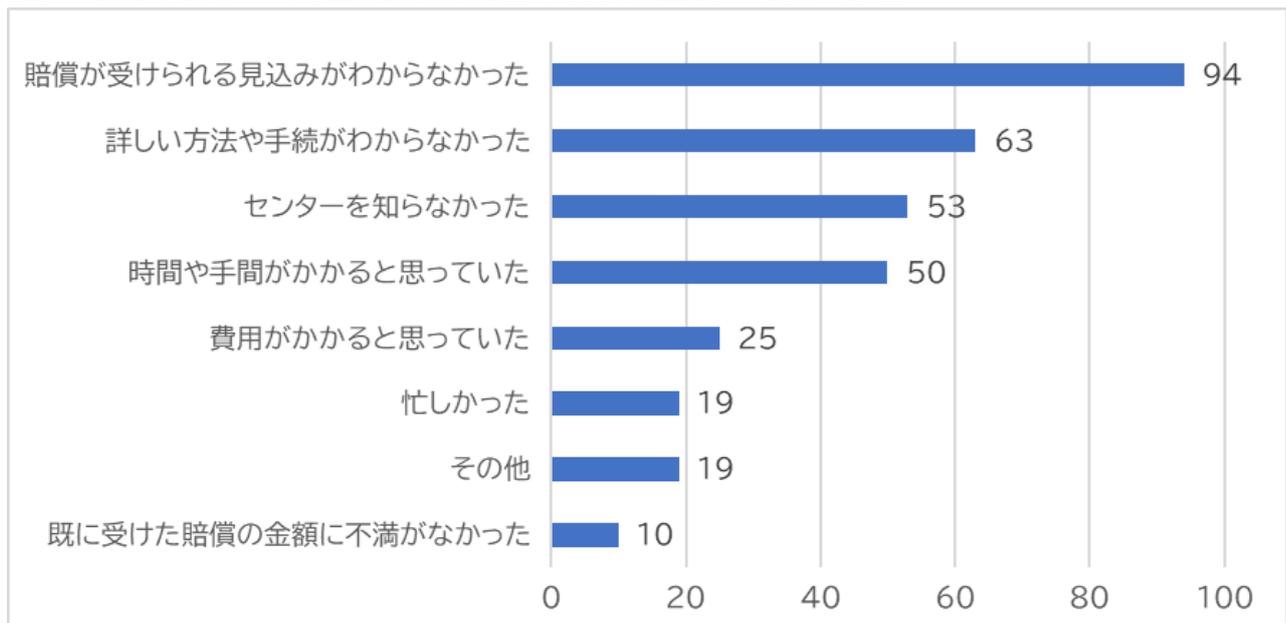
主な設問の回答結果は以下の図のとおりである。

【図6 センターを知ったきっかけ（和解成立者） 複数回答可】

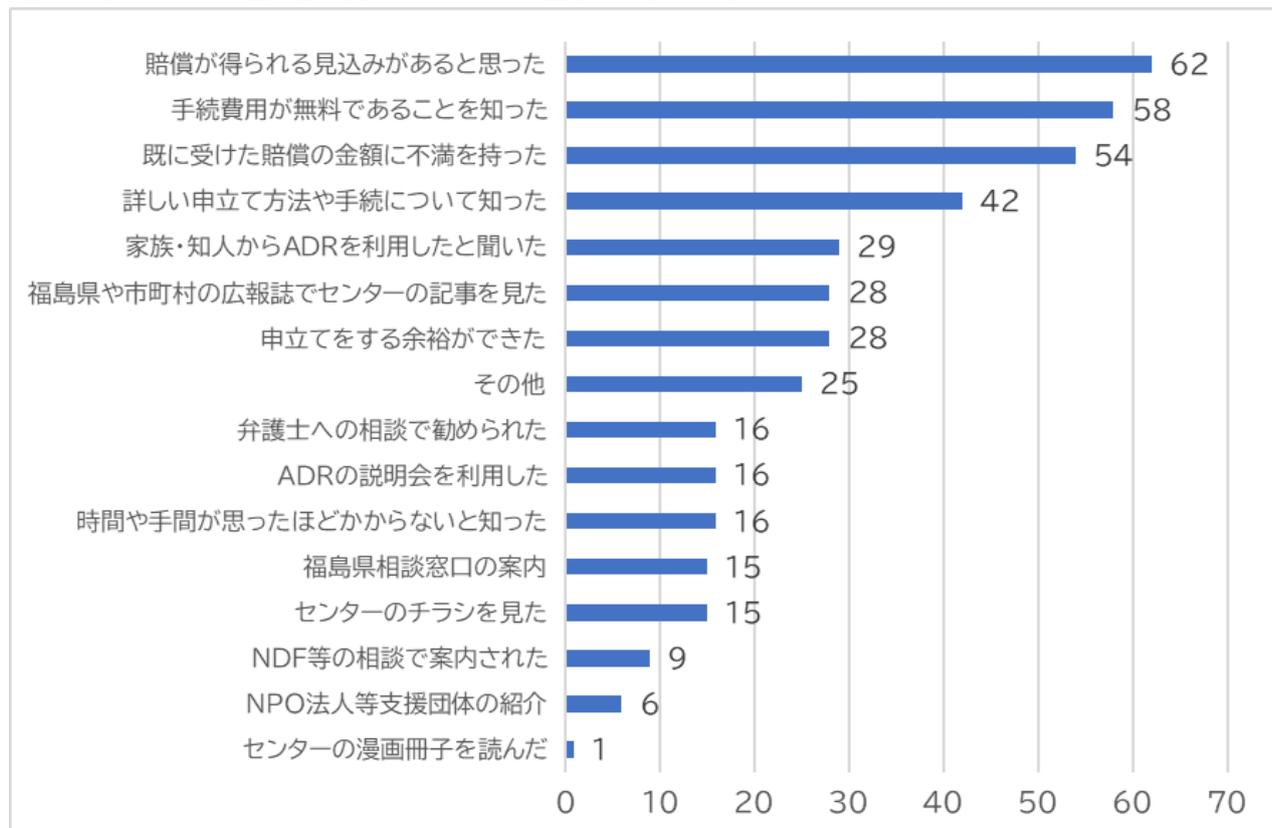


※「センターの説明会」の件数には、「その他」で「健康診断」と回答した6件と、「確定申告会場」と回答した4件の計10件を含めている。同10件については「その他」の件数から除外している。

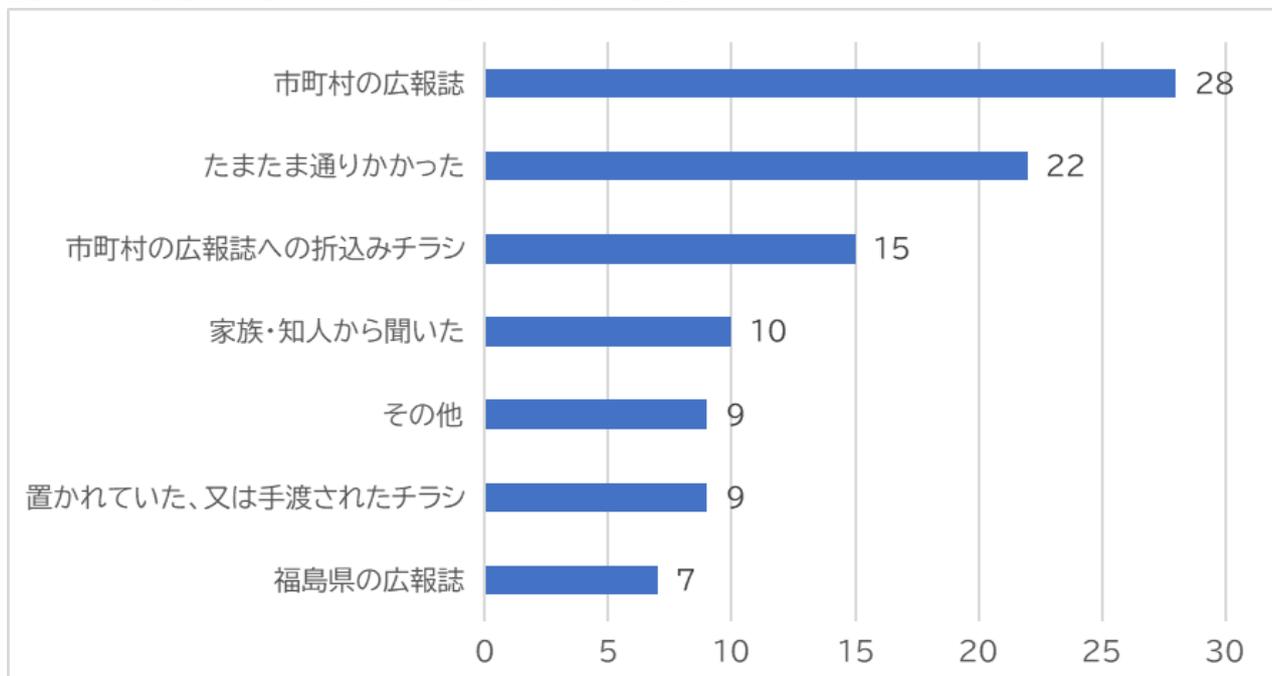
【図7 これまでセンターへの申立てをしなかった理由（和解成立者） 複数回答可】



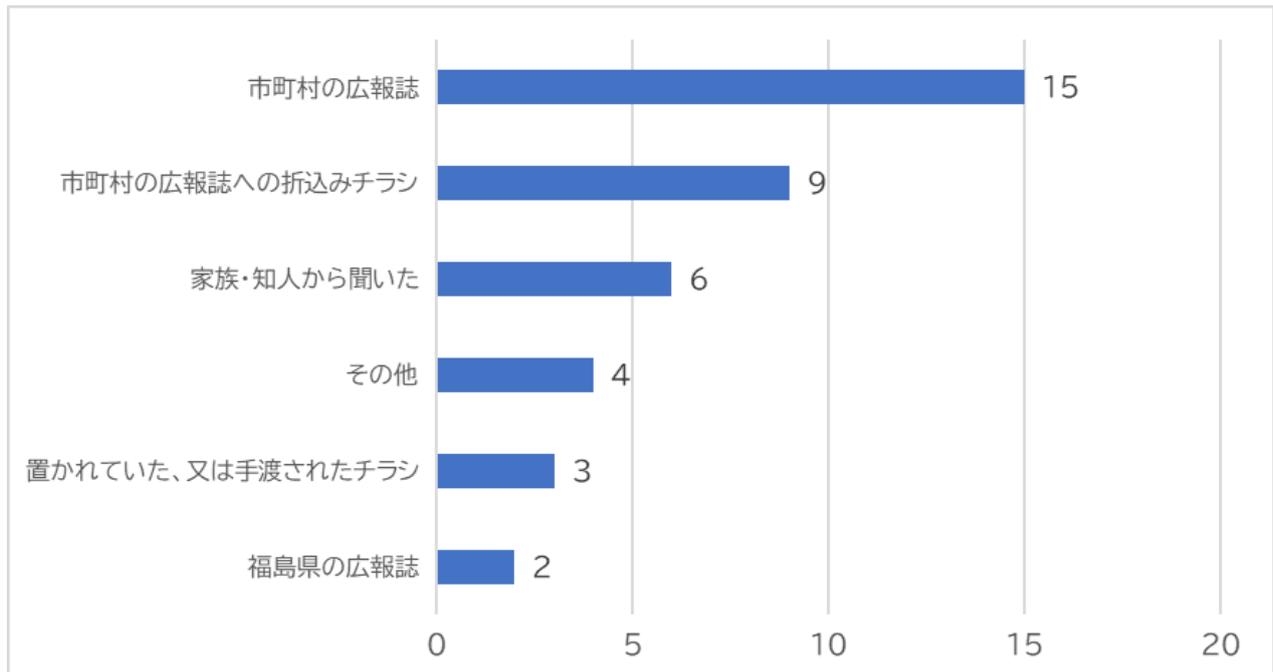
【図8 センターへの申立てをしたきっかけ（和解成立者） 複数回答可】



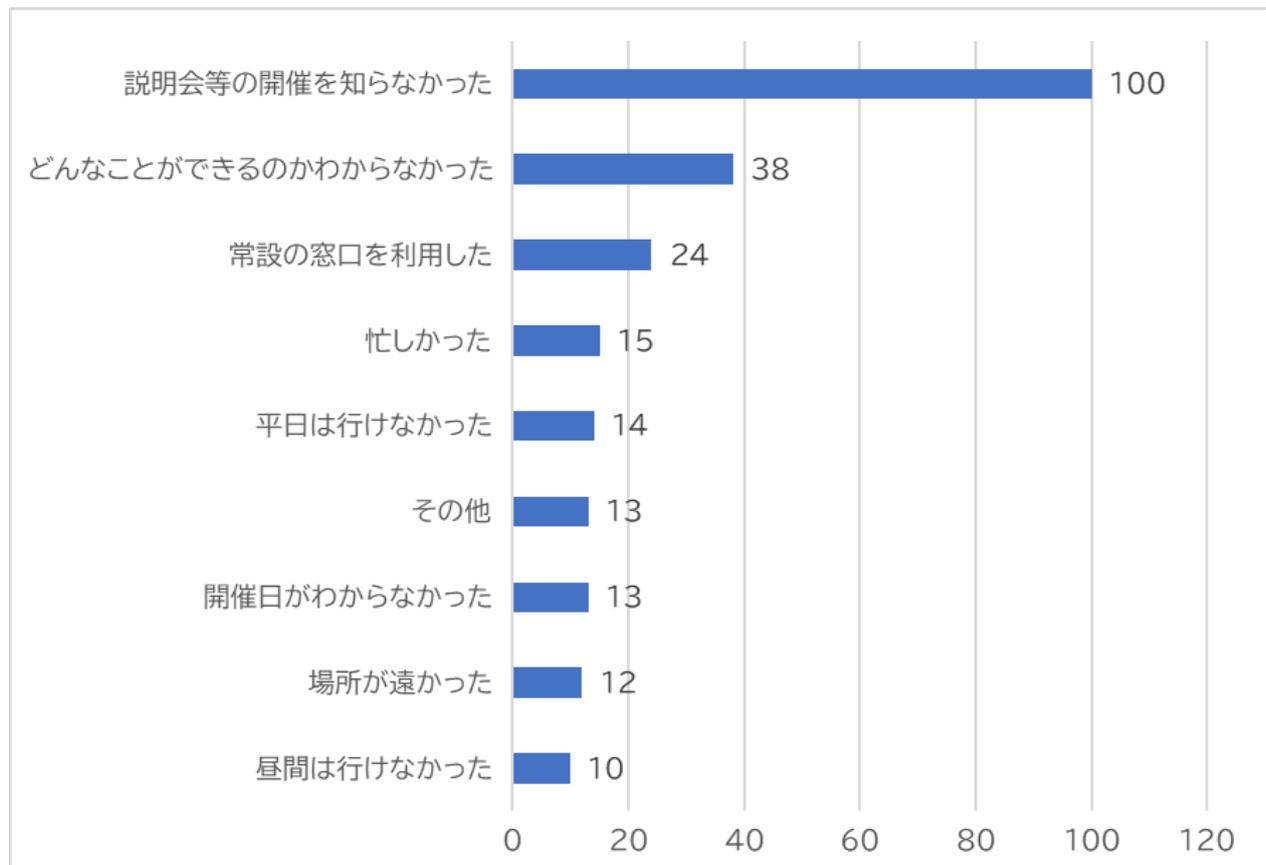
【図9 説明会を知ったきっかけ（和解成立者） 複数回答可】



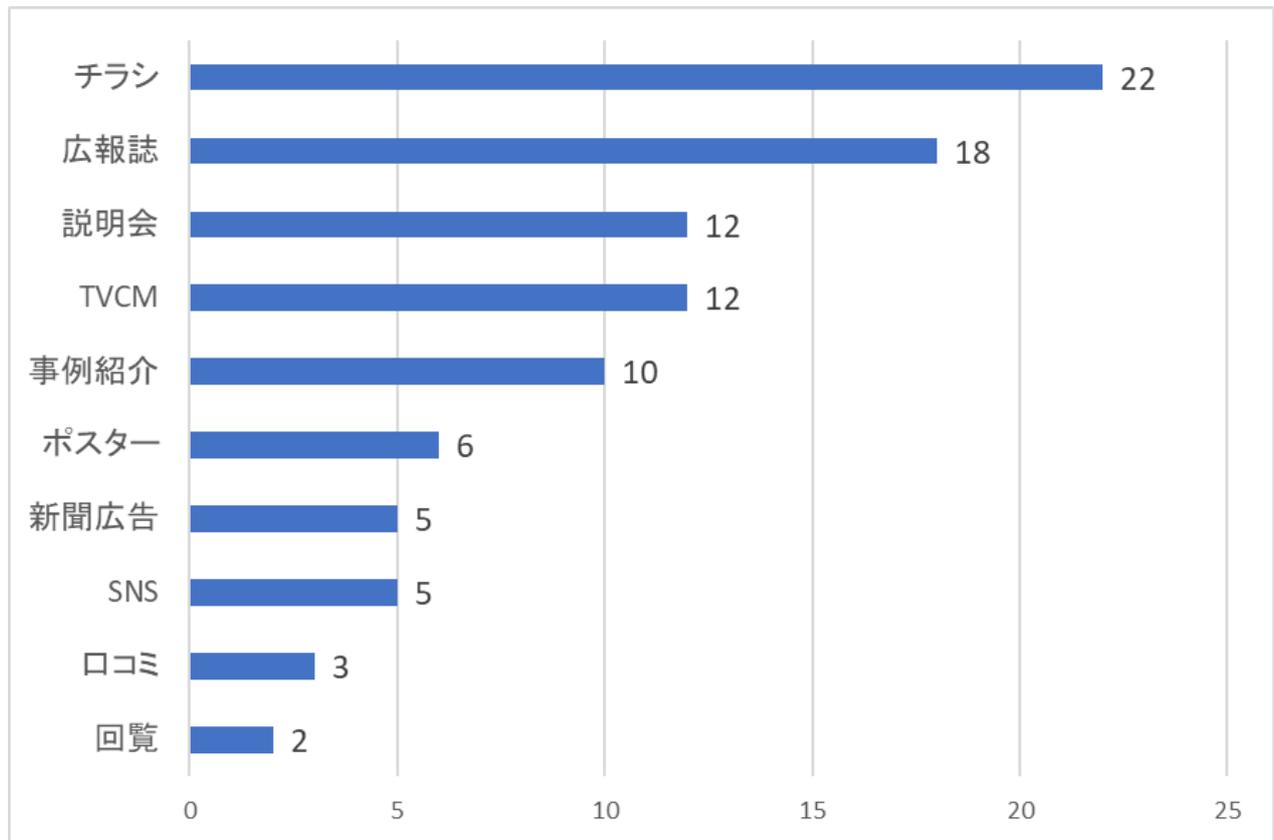
【図 10 「平日夜間・土曜窓口」や「夜間臨時開所」を知ったきっかけ（和解成立者） 複数回答可】



【図 11 これまで「説明会」や「平日夜間・土曜窓口」を利用しなかった理由（和解成立者） 複数回答可】



【図 12 効果的と思われる広報手段（和解成立者） 自由記述】



【概要】

回答者の属性について、年代別では、10～20代が1件、30～40代が32件、50～60代が83件、70代以上が94件となり、説明会参加者等と同様に70代以上が多い。また本件事故当時に居住していた地域については、福島県内が200件と大半を占めた。また市町村ごとでは南相馬市83件、富岡町29件、浪江町28件、大熊町26件等となった。福島県外では東京都、宮城県等の回答があった。

回答の内容を見ると、まず、センターを知ったきっかけについては、市町村の広報誌が最も多く、次いで市町村の広報誌への折込チラシとなっており、センターでこれまで作成・配布してきた広報媒体について着実に効果が出ていると考えられる。また、家族・知人から聞いたという方や説明会でセンターのことを知ったという方も一定数存在しており、口コミや説明会がセンターの認知に一定の役割を果たしていることが示されている。なお、アンケート対象者は、令和7年7月から11月までに和解が成立した申立人であり、和解仲介手続に要した期間も踏まえると、これらの対象者がセンターのことを認知した時期は、その大半が令和6年以前であると考えられる。そのため、例えば、令和7年の新規取組である漫画冊子等、最近開始した広報に関する取組について、今回のアンケートに基づいてその成果を的確に評価することができるかについては、なお慎重な検討が必要であると考えられる。

次に、これまでセンターに申立てを行わなかった理由については、「賠償を受けられ

る見込みがわからなかった」が最も多く、次いで「詳しい方法や手続がわからなかった」、「センターを知らなかった」、「時間や手間がかかると思っていた」となった。一方、センターに申立てをしたきっかけについては、「賠償が得られる見込みがあった」、「詳しい申立て方法や手続について知った」との回答が多くみられた。これらの結果は、センターの存在や和解仲介の手続等について十分に認知していないためセンターを利用できていない被害者が一定数存在することを示唆している。

さらに、センターの説明会を知ったきっかけについては、市町村の広報誌との回答が最多であり、たまたま通りかかった、広報誌の折込チラシとの回答がこれに続いた。福島事務所の「平日夜間・土曜窓口」等を知ったきっかけについても概ね同様の傾向であり、市町村の広報誌や広報誌への折込チラシという回答が多数であった。一方、説明会を利用しなかった理由としては、「説明会をやっていることを知らなかった」が回答の多くを占めたほか、「どんなことができるのかわからなかった」という回答も一定数あった。このような回答の傾向は、説明会参加者等が過去に説明会を利用してこなかった理由と概ね一致しており、被害者に説明会の開催自体を認知してもらうことに加え、和解仲介の手続等について具体的なイメージを持ってもらう必要があることを示している。

そして、今後効果的と思われる広報手法については、チラシの折込及び人通りの多い場所への設置、市政だよりを含む広報誌、説明会、TVCM といった回答が多かった。また、説明会参加者等を対象としたアンケートと同様、和解事例を具体的に紹介する広報の重要性について述べる意見が一定数見られた。

### 3 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 12 に示すとおりである。

【表 12 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から令和 7 年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527	1,000	837
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年			
受付件数	656	806	688	1,567	864	603			

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○令和 7 年月別内訳

	令和7年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付件数	63	64	77	62	45	39	53	42	49	37	32	40

#### 【概要】

令和 7 年のコールセンターにおける受付件数は 603 件であり、前年から 30.2%減少した。

コールセンターへの受付件数の減少は、東京電力に関する問合せが前年から減少したことが特に影響している。「第 5 1 中間指針第五次追補の経緯及び概要」等でも後述するように、令和 4 年 12 月の中間指針第五次追補策定以降、その関連の問合せが増加していたが、直接請求手続による追加賠償が進展し、相当程度完了したことにより、前年に引き続き問合せが落ち着いてきた傾向にあると考えられる。

引き続き広報チラシ等を通じた周知・広報活動と有機的に連動させながら、電話による問合せにおいても、適切かつ丁寧な対応をしていきたい。

## 第5 中間指針第五次追補

### 1 中間指針第五次追補の経緯及び概要

#### (1) 第五次追補の策定に至る経緯

本件事故の被害者が、国や東京電力を被告として本件事故を原因とする損害賠償を求める集団訴訟を全国各地で提起していたところ、高等裁判所において判決が言い渡されていた7件の控訴審判決<sup>15</sup>について、令和4年3月、最高裁の上告棄却決定及び上告不受理決定により、東京電力の損害賠償額が確定した。

これを踏まえ、同年4月27日の第56回審査会において、中間指針の見直しも含めた対応を検討するに当たり、専門委員を任命して<sup>16</sup>、上記7件の判決等の調査・分析を行うこととされ、同年9月26日の第58回審査会において中間報告<sup>17</sup>が、同年11月10日の第59回審査会において最終報告<sup>18</sup>が専門委員によりなされた。

そして、審査会は、同年8月29日及び30日に行った現地視察や、上記最終報告を踏まえて、中間指針の見直しについて第59回を含めて5回の会議において議論を行い、同年12月20日の第63回審査会において、第五次追補を決定した<sup>19</sup>。

また、同日、永岡文部科学大臣（当時）から、東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長に対し、第五次追補を踏まえた適切な賠償等について要請を行った。

#### (2) 第五次追補の概要

まず、中間指針第五次追補「第1 はじめに」の「2 基本的考え方」において、東京電力に対する要求として、以下の事項が明記されたことは重要である。

すなわち、①東京電力には、指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められること、②センターにおける和解の仲介においては、第四次総合特別事業計画において東京電力が示している「3つの誓い」のうち、特に「和解仲介案の尊重」について、改めて徹底することが求められること、などが明記された。

その上で同追補「第2 政府による避難指示等に係る損害について」以降の項におい

<sup>15</sup> ①仙台高等裁判所令和2年3月12日言渡判決、②東京高等裁判所令和2年3月17日言渡判決、③仙台高等裁判所令和2年9月30日言渡判決、④東京高等裁判所令和3年1月21日言渡判決、⑤仙台高等裁判所令和3年1月26日言渡判決、⑥東京高等裁判所令和3年2月19日言渡判決、⑦高松高等裁判所令和3年9月29日言渡判決。

<sup>16</sup> 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条第2項参照。

<sup>17</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00006.htm)

<sup>18</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00003.htm)

<sup>19</sup> 第五次追補は、以下の文部科学省のウェブサイトにて公表されている。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00002.htm)

て、これまでに示された指針に加えて、次のような損害の範囲等が示された。

①過酷避難状況による精神的損害<sup>20</sup>

②生活基盤喪失・変容による精神的損害<sup>21</sup>

③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害<sup>22</sup>

④精神的損害の増額事由

⑤自主的避難等に係る損害<sup>23</sup>

この中で、④については、総括委員会が平成 24 年 2 月 14 日に策定した「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」に定められていた増額事由について、第五次追補においても、それと同様の事由が認められ、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合には、日常生活阻害慰謝料を増額することになる旨、示されることとなったものである<sup>24</sup>。また、増額事由のうち、当該事由の内容が明確で、その認定が比較的容易な一定の事由については、センターにおける賠償実務を参照し、増額の目安も示されることとなった<sup>25</sup>。

## 2 東京電力の対応

東京電力は、令和 5 年 1 月 31 日、第五次追補を踏まえた自主的な賠償基準の概要として「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」<sup>26</sup>を、同年 3 月 27 日に「中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について」<sup>27</sup>を、それぞれプレスリリースとして公表した。

東京電力は、第五次追補を踏まえた追加賠償請求の受付を開始するに際し、ウェブ受付システムを設置するなどの配慮をしたものの<sup>28</sup>、ウェブ受付システムにログインできず、個別対応を要する被害者が多かったことも影響して、コールセンターへの問合せが殺到し、数か月間にわたり電話が繋がりにくい事態が続いた。加えて、東京電力は、請求書等を誤った住所へ送付したことから、手続を中断することを余儀なくされ、請求書の送付時期を同年 7 月から 10 月を目途に後ろ倒しした<sup>29</sup>。

<sup>20</sup> 中間指針第五次追補第 2 の 1。

<sup>21</sup> 中間指針第五次追補第 2 の 2。

<sup>22</sup> 中間指針第五次追補第 2 の 3。

<sup>23</sup> 中間指針第五次追補第 3。

<sup>24</sup> 中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 I、備考 1 及び 2。

<sup>25</sup> 後記 3（2）参照。

<sup>26</sup> [https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1664718\\_8713.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1664718_8713.html)

<sup>27</sup> [https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056\\_8713.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056_8713.html)

<sup>28</sup> 東京電力ウェブサイト「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」。

[https://www.tepco.co.jp/fukushima\\_hq/compensation/daigojitsuiho/](https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/)

<sup>29</sup> 東京電力が令和 5 年 6 月 22 日に公表したプレスリリース「請求書およびダイレクトメールの誤発送に関する原因と対策について」。

[https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665646\\_8713.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665646_8713.html)

もつとも、東京電力は、令和8年1月30日時点で、約137万件の請求を受け、うち約136万件について支払いを完了したとしており、第五次追補を踏まえた追加賠償の手続は相当程度完了している。他方、同日時点で約148万人の賠償対象者のうち住所が判明しているのは約142万人であり、その余は調査中とのことである<sup>30</sup>。

東京電力において、第五次追補を含む中間指針において賠償額の目安が明確に定められなかった事項についての賠償や、個別具体的な事情を踏まえた賠償額の増額について、第五次追補を含む中間指針の趣旨を踏まえて適切に対応することが求められることは、第五次追補の策定前と同様である。

### 3 申立て及び運用状況

#### (1) 迅速な解決への貢献

第五次追補において賠償額や増額の目安が明確に定められた事項については、東京電力に対する直接請求手続において適切かつ速やかに賠償がなされることが期待されていたが、追加賠償の手続開始当初は、前記のとおり直接請求手続による賠償に遅滞が生じた。

そこで、センターにおいては、令和5年以降、第五次追補に係る事項の迅速な解決を求める被害者に和解仲介手続を活用していただくため、第五次追補を踏まえた申立書の新しい書式<sup>31</sup>をウェブサイト等で提供するとともに、従前から実施していた地方公共団体等と連携した説明会等の広報・周知活動においても、そのような新しい書式を用いた申立書の書き方を説明するなどして、第五次追補に係る事項を含む申立てを積極的に受け付けている。

また、東京電力が少なくとも上記2のプレスリリースで賠償する旨を表明した事項及び金額については速やかに賠償を認めるであろうことが予想されたことから、センターとしても迅速な賠償の支払いを図るべく、総括委員会が平成24年12月21日に決定した総括基準「早期一部支払の実施について」を積極的に活用している。

令和7年の申立件数763件のうち453件が第五次追補に係る賠償請求を含むものであり、また、和解件数740件のうち、511件が第五次追補に係る賠償を和解の対象に含むものであった(表13参照)。令和6年に引き続き、令和7年も申立件数及び和解件数の半数以上を第五次追補に係るものが占めている。また、前記「第3 1 既済件数及び未済件数の動向」で紹介したとおり、令和7年に早期一部支払を活用した事案においては、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の平均は1.5か月であり、令和6年に引き続き、極めて迅速な解決が図られている。なお、早期一部支払による一部和解後、残部和解が行われず、最終的に取下げや打切りにより手続が終局する結果となることもあるものの、その中には、申立人が早期一部支払分のみで十分であるとしてそれ以上の審理を希望しないなど、実質的には申立人が満足を得て終結したと評価できる事案

<sup>30</sup> 第70回審査会資料2-2。

[https://www.mext.go.jp/content/20260218-mxt\\_san-gen01-000047068-5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260218-mxt_san-gen01-000047068-5.pdf)

<sup>31</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/mext\\_03391.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/mext_03391.html)

も一定数含まれている。

今後とも、上記のような第五次追補に関する取組を進め、適正かつ迅速な被害者の救済が図られるように尽力したい。

【表 13 第五次追補を含む申立件数】

	令和4年	令和5年												合計
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
期間別申立件数	38	43	216	229	72	67	175	225	137	100	84	70	54	1,472
うち第五次追補含む	1	4	82	53	11	30	114	174	105	66	56	54	37	786
期間別既済件数	109	81	47	70	105	110	127	109	115	112	152	139	125	1,292
和解成立	85	67	38	51	83	75	100	87	84	88	110	110	98	991
うち第五次追補を含む	-	-	-	-	-	-	-	61	68	74	88	92	81	464
和解打ち切り	7	8	3	7	5	13	5	8	11	7	19	5	10	101
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	8
取下げ	17	6	6	12	17	22	22	14	20	17	23	24	17	200
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	6	4	16

	令和6年													合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
期間別申立件数	39	152	159	54	41	35	100	109	61	88	56	32	926	
うち第五次追補含む	27	85	84	33	26	26	63	68	43	59	35	15	564	
期間別既済件数	126	108	118	109	118	84	102	104	80	107	92	79	1,227	
和解成立	87	82	90	84	92	67	74	77	62	84	67	64	930	
うち第五次追補を含む	65	67	67	65	71	57	55	59	42	63	40	41	692	
和解打ち切り	11	10	13	7	8	10	7	11	6	11	11	7	112	
うち一部和解成立後	0	5	3	0	3	0	1	2	1	3	2	0	20	
取下げ	28	16	15	18	18	7	21	16	12	12	14	8	185	
うち一部和解成立後	8	7	3	2	4	2	4	0	0	2	0	0	32	

	令和7年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
期間別申立件数	48	130	142	23	36	24	86	75	46	76	49	28	763
うち第五次追補含む	30	81	84	11	21	15	49	50	26	45	26	15	453
期間別既済件数	92	60	85	72	68	86	91	72	77	78	67	80	928
和解成立	77	53	72	56	57	67	71	58	60	50	57	62	740
うち第五次追補を含む	48	39	47	42	39	47	44	49	43	34	37	42	511
和解打ち切り	9	2	2	5	5	4	9	5	5	10	6	11	73
うち一部和解成立後	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	4
取下げ	6	5	11	11	6	15	11	9	12	18	4	7	115
うち一部和解成立後	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	4

※令和5年6月以前に和解が成立したものについても第五次追補分が含まれている事案は存在するが、統計データとして正式に取得し始めた令和5年7月以降を記載している。

## (2) 第五次追補に定められた慰謝料の増額について

前記1(2)のとおり、日常生活阻害慰謝料の増額については、第五次追補において、総括委員会が平成24年2月14日に決定した総括基準「精神的損害の増額事由等について」の内容が一部取り込まれ、また、センターの実務も踏まえた上で、一部について増額の目安が定められるなどした。すなわち、第五次追補は、当該増額事由の内容が明確で、その認定が比較的容易なもの<sup>32)</sup>については、一定の資料等から増額事由に該当することが確認できる場合には目安額の限度で当然に増額することを定めるとともに、これらの場合にも個別具体的な事情を考慮して目安を上回る増額があり得ること<sup>33)</sup>、具体的な増額の目安が定められなかった項目についても個別具体的な事情を踏まえて増額の金額を検討すべきこと<sup>34)</sup>を明示したものであるが、基本的な考え方として、センターにおけるこれまでの実務を変更するものではないと考えられる。センターとしては、第五次追補の策定前の賠償実務と同様に、各事案の個別具体的な事情を踏まえ、増額が必要であると判断される事案については、適切妥当に増額する和解案を提示する方針であり、これまで、各事案の個別具体的な事情を踏まえて日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解事例は多数集積している。

また、第五次追補は、生活基盤喪失・変容による精神的損害について、避難者の住居があった地域に応じて、損害額の目安を示しつつ、「本件事故前の居住期間、地域社会

<sup>32)</sup> ①要介護状態にあること、②身体又は精神の障害があること、③これらの者の介護を恒常的に行ったこと、④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、⑤妊娠中であること。

<sup>33)</sup> 中間指針第五次追補第2の4指針ⅡないしⅣ、備考3ないし5。

<sup>34)</sup> 中間指針第五次追補第2の4指針Ⅴ、備考6。

との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得る。」として、賠償額の目安額からの増額を基礎付ける個別具体的な事情を例示するとともに、これらを踏まえて目安額よりも賠償額を増額すべき場合があることを重ねて説明している<sup>35</sup>。センターとしては、第五次追補における上記例示を参考にしながら、各事案の個別具体的な事情を踏まえて増額が必要であると判断される事案について適切妥当な増額を検討しており、これまで、各事案の個別具体的な事情を踏まえて生活基盤喪失・変容による精神的損害に係る慰謝料の増額を認める和解事例は相当数集積している。

さらに、第五次追補は、その他の慰謝料等についても、個別具体的な事情を踏まえて目安額よりも賠償額を増額すべき場合があることは当然である旨を繰り返し強調しており<sup>36</sup>、センターとしては、各事案の個別具体的な事情を踏まえて増額が必要であると判断される事案について適切妥当な増額を検討している。

いかなる場合にどの程度の増額がなされるべきかについては、事柄の性質上、一般的・抽象的な基準のようなものを示すことが困難であると考えられるが、センターとしては、第五次追補を含む中間指針の趣旨や位置付けを踏まえ、これまでの賠償実務と同様、各事案の個別具体的な事情を十分に考慮し、適切妥当な和解案を提示するよう努めたい。

#### 4 課題及び今後の対応

以上のとおり、センターは、第五次追補に関し、令和6年に引き続き、早期一部支払なども活用しながら迅速な賠償の実現に向けて対応してきたものである。今後とも、被害者に対する賠償が全体として円滑に進むよう、状況に応じて適切に対応していきたい。

また、一般的に、東京電力に対する直接請求手続は、その対象者が膨大な数にのぼるため、被害者への対応は画一的なものとなりがちであり、センターにおける和解仲介手続においては、各事案の個別具体的な事情を踏まえたきめ細かい対応が期待されていると考えられる。このような直接請求手続の一般的な性質等に照らすと、第五次追補が繰り返し強調しているような各事案の個別具体的な事情を踏まえた賠償額の目安額からの増額について直接請求手続のみで対応するには限界があると考えられるため、センターとしては、東京電力における第五次追補に関連する直接請求手続が相当程度完了している現在であるからこそ、そこでの賠償額に不服のある被害者から申立てがされることを念頭に置きつつ、目安額を超える額の賠償を認めるべき個別事情の有無等についても丁寧に審理、検討するよう努めたい。そして、第五次追補を含む中間指針の趣旨や位置付けを踏まえ、これまでの賠償実務の運用と同様、各事案の個別具体的な事情を十分に考慮し、適正、迅速かつ公平な和解仲介を行っていきたい。

加えて、必要な情報が行き届くよう、広報・周知活動の一層の推進に努めたい。例え

<sup>35</sup> 中間指針第五次追補第2の2指針I、備考10。

<sup>36</sup> 前記1(2)参照。過酷避難状況による精神的損害について中間指針第五次追補第2の1備考4等。

ば前記第4で紹介した第五次追補の項目を取り入れた原子力損害賠償事例集の更新及び公表や、説明会や関連団体（福島県弁護士会や福島県司法書士会等）との協議会の開催等の取組を今後も継続していきたい。

## 第6 当面の課題と解決に向けた取組

### 1 本件事故発生から14年が経過して

令和7年3月、本件事故発生から14年が経過した。

政府は令和7年6月20日に「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和6年3月19日閣議決定）を変更閣議決定し<sup>37</sup>、令和8年度から始まる「第3期復興・創生期間」における復興の基本姿勢及び各分野における取組等を示した。同方針では福島県の復興及び再生にあたって、第3期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って本格的な復興・再生に向けた取組を行うことが述べられている。

福島県内では、令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域においては、避難指示を解除し居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」が定められていたが、令和5年11月までに6町村（葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯舘村）の同区域全てにおいて避難指示が解除された。特定復興再生拠点区域外においては、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」が、令和7年7月までに6市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市、葛尾村）において定められ、現在においても除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組が実施されている。

復興への取組の一つとして、政府は、令和4年3月の復興推進会議において決定された「福島国際研究教育機構基本構想」に基づき、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとして、福島国際研究教育機構を令和5年4月1日に設立した。

そのほか、福島第一原子力発電所核燃料デブリの第1回の試験的な取り出しが令和6年11月に、第2回の試験的な取り出しが令和7年4月に完了しており、廃炉に向けた取組についても進んでいるといえる。

このように、本件事故からの復興に向けた取組が着実に進められているが、その一方で、ALPS 処理水（トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水をいう。）の海洋放出については、令和3年8月20日の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において取りまとめた「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」等を踏まえて、政府一丸となり対策を進めているものの、引き続き風評被害への対応が必要となるなど依然として課題は残されている。

近年、センターの和解仲介手続に大きく影響が及ぶ事項としては、前記「第5 中間指針第五次追補」のとおり、令和4年12月20日に第五次追補が策定されたことが挙げられる。センターにおいては、その着実な運用に向け、引き続き運用上の論点の整理・検討や事務処理体制の整備をするとともに、早期一部支払の活用等により、迅速な賠償の実

<sup>37</sup> [https://www.reconstruction.go.jp/files/user/topics/main-cat12/sub-cat12-1/2\\_20250620\\_kihonhousin.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/files/user/topics/main-cat12/sub-cat12-1/2_20250620_kihonhousin.pdf)

現にも努めているところである。

上記のように政府等による復興への取組が進められているところ、センターとしても、被害者の生活再建に資するべく、引き続き、和解仲介手続についての広報・周知活動を積極的に行うとともに、申立てがされた事案について、迅速かつ個別具体的な事情を踏まえた丁寧な審理に努め、必要な賠償の実現を図っていきたい。

## 2 ALPS 処理水に係る対応

### (1) 基本的な考え方

令和3年4月13日、政府は、ALPS 処理水を海洋放出により処分することを内容とする基本方針を決定した<sup>38</sup>。その後、令和4年7月には、東京電力が申請したALPS 処理水の海洋放出設備等に係る実施計画の変更が原子力規制委員会により認可された。

また、同年8月30日の関係閣僚等会議の中で示された「ALPS 処理水の処分に伴う対策の強化・拡充の考え方」<sup>39</sup>の中で、政府は、東京電力に対し、同年内を目途にそれぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう指導することとした。政府の指導を受け、東京電力は、同年12月23日、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について」を公表した<sup>40</sup>。

その後、令和5年8月22日の関係閣僚等会議における政府方針の決定を受け、東京電力は、令和7年末までに17回にわたりALPS 処理水の海洋放出を実施し、令和8年以降も、順次、海洋放出を予定している。

ALPS 処理水の処分等による風評被害については、政府一丸となり風評対策を講じているが、それでもなお生じる風評被害には、東京電力が適切に損害賠償を行う必要があるとしている。また、前記基本方針に基づく当面の対策<sup>41</sup>においては、「個別の損害賠償に不服がある場合には、政府は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）の活用を促すとともに、東京電力が自ら誓約した「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する」とされている。

審査会としては、第65回審査会（令和5年9月27日）において、内田貴会長（当時）が、ALPS 処理水の海洋放出に係る風評被害を理由とする損害賠償に関して、「風評被害の対応については、ALPS 処理水の海洋放出後も風評被害の影響を最大限抑制するべく取組を行うことなど、しっかりと政府が対応していると承知をしております。そのうえで中間指針の中には、風評被害の賠償の基本的な考え方がすでに示されております。ALPS

<sup>38</sup> 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）。

<sup>39</sup> [https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/osensuisyori/2022/25\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/osensuisyori/2022/25_03.pdf)

<sup>40</sup> [https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1664524\\_8712.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1664524_8712.html)

<sup>41</sup> 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS 処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（令和3年8月24日ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議）。

処理水の海洋放出にかかる風評被害につきましても個別具体的な事情に応じて、本件事故との相当因果関係が認められれば賠償の対象となりうると考えております。」と発言<sup>42</sup>し、それ以降の審査会において ALPS 処理水の海洋放出に関する風評被害の賠償の状況をフォローアップしている。

## (2) 申立状況について

ALPS 処理水の海洋放出に係る風評被害に関連する賠償請求を含む申立ての件数は、令和 7 年末までで合計 43 件である。令和 7 年における申立ての件数は 16 件であり、令和 6 年 (25 件<sup>43</sup>) と比較すると減少したが、引き続き申立てがされている状況である。令和 7 年末までの既済件数は 13 件であり、既済事由の内訳は和解成立 9 件、打切り 3 件、取下げ 1 件であった。

一方、東京電力によると、令和 8 年 1 月 28 日時点で、問合せ件数が約 3,500 件、直接請求手続に係る請求書発送件数が約 1,900 件、請求書受付件数が約 1,200 件、賠償済み件数が約 1,000 件であったとされている<sup>44</sup>。直接請求手続が係属しているものの賠償未了のものが多く、問合せ段階のものも非常に多いため、今後、直接請求手続の進展次第で、センターへの申立てにつながる潜在的な可能性は大きいと考えられる。

センターとしては、申立てに係る事案の個別具体的な事情を踏まえて検討し、本件事故と相当因果関係が認められる損害について賠償が実現できるよう、適切に対応していきたい。また、今後の申立件数等の動向を見据えながら、被害者に対する賠償が滞ることがないように状況に応じて適切に対応していきたい。

## (3) 和解条項に清算条項を付ける場合の対応等

センターでは、和解仲介手続において和解契約を成立させるに当たり、いわゆる清算条項（本件事故に起因する損害の全部又は一部に関し、当事者が当該和解契約に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認することを内容とする条項）を付すことについては、申立人に不測の不利益が及ぶことがないようにするという観点から、基本的に消極とする姿勢で臨んできている。また、清算条項を付す場合であっても、その相当性を慎重に吟味し、総括委員会の助言を求めるという内部手続を経た上で、和解契約を成立させている。

ALPS 処理水の処分等により風評被害が発生した場合に備え、センターにおいては、政府方針が示された令和 3 年 4 月以降、ALPS 処理水の処分等の影響があり得る営業損害等の損害項目について清算条項を付す場合には、ALPS 処理水の処分等に伴う風評被害に基づく損害賠償については同清算条項の効力が及ばないという除外文言を付加する扱いを

<sup>42</sup> 第 65 回審査会議事録。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1422768\\_00018.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1422768_00018.htm)

<sup>43</sup> 申立時には申立人が風評被害について請求するとのみ主張していたところ、申立後に風評被害が処理水に起因するとの主張がされた 1 件を含む。

<sup>44</sup> 第 70 回審査会資料 2-3。

[https://www.mext.go.jp/content/20260218-mxt\\_san-gen01-000047068-6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260218-mxt_san-gen01-000047068-6.pdf)

し、ALPS 処理水の処分等に関し、被害者救済の途が閉ざされることのないようにしてきた。ALPS 処理水の処分等が開始された後についても、清算条項を付す場合には、将来の被害者救済の途が閉ざされることがないよう、その内容を慎重に検討している。

### 3 審理の現状と課題

#### (1) 令和 7 年における案件の動向

##### ア 申立事件について

令和 7 年の申立件数は 763 件であり、令和 6 年と比較すると 163 件減少した。前記「第 5 中間指針第五次追補」のとおり、令和 4 年 12 月 20 日に第五次追補が策定されたことに伴い追加賠償が開始された直後の令和 5 年は、関連する申立てが一定程度あったのに対し、令和 6 年から令和 7 年にかけて直接請求やセンターの和解仲介手続により成立した和解契約に基づく追加賠償の支払いが進展し、相当程度完了したことによって、申立ての件数が減少傾向にあると考えられる。しかしながら、申立件数 763 件のうち初回申立件数が 381 件 (49.9%) と約半数を占めることから、和解仲介手続について具体的に理解していない、あるいはセンターの存在自体を知らないために利用に至っていない被害者がいまだに一定数存在することが推定されるため、センターの広報・周知活動を通じてこのような層への働きかけを行うことは、引き続き重要であると考えられ、前記第 4 2 のアンケート結果もこのことを裏付けている。そして、前記第 4 1 (1) のとおり、説明会を実施した月には顕著に申立件数が増えること (申立件数が 70 件以上となった月は、いずれも説明会を集中的に実施した月である。)、また、説明会経由の申立てにおいて初回申立ての割合が通常よりも高くなっていることを踏まえると、説明会は前記のようなこれまでセンターを利用できていなかった被害者のセンターに対する理解を深め、これまでの賠償額・内容に納得できていないと感じている被害者に和解仲介手続を利用する選択肢を提示する効果が高いといえる。さらに説明会を実施していない市町村では、本件事故からの時間経過に伴い申立件数が収束していくのに対し、説明会を実施している市町村では、説明会自体による申立件数増加はもとより、説明会を案内する広報物や説明会参加者からの口コミ等による周知効果により、説明会のない時期においても一定の申立てがなされる傾向にある<sup>45</sup>ことに照らすと、説明会及びその広報活動を積極的に開催することが十分な救済を受けていない被害者への働きかけとして有効であると考えられる。以上を踏まえ、説明会については、より一層の充実を図るべく、必要な活動を継続的に行っていきたい。

また、申立件数 763 件のうち第五次追補に係る賠償請求を含む申立件数は 453 件であり、令和 6 年に引き続き第五次追補に係る賠償請求を含む申立てが半数以上を占めている。センターとして各事案の個別具体的な事情を踏まえ、適切妥当な和解案を提示す

<sup>45</sup> なお、健康診断会場や確定申告会場で実施する説明会は、主催する市町村内で実施することもあれば、避難先等の別の市町村で実施することもあるが、広報・周知活動としての効果に有意な差はなく、いずれの場合にも、同様に周知効果があるものと考えられる。

るよう努めたい。

ところで、法人申立ては、平成30年までは全体の20%を上回る割合を占めていたが、その後、徐々に逡減し、令和4年の42件(3.6%)、令和5年は52件(3.5%)と減少傾向であったところ、令和6年は60件(6.5%)と若干増加し、令和7年は44件(5.8%)と令和6年からは微減したものの、令和4年及び令和5年よりも高くなった。これは令和6年から増加したALPS処理水放出に関連する申立てのほとんどが法人申立てであったことによるものと考えられる。また、弁護士代理による申立ては、令和3年には20%を上回る割合を占めていたが、令和4年に38件(3.3%)となったのに続き、令和5年は35件(2.4%)、令和6年は33件(3.6%)、令和7年は30件(3.9%)となった。このように、法人申立てや弁護士代理による申立ての割合が極めて小さくなったのは、その傾向が説明会を複数の市町村と連携して実施し始めた令和4年以降に顕著となったことに鑑みても、説明会経由による個人の本人申立てが増えたことが影響しているものと考えられる。

上記のとおり弁護士代理による申立ては少ない状況にあるものの、代理人の給源である弁護士が和解仲介手続に関与した経験を有すること、あるいは、原子力損害賠償に関する知見を適切に更新していることは、十分な賠償を受けていない被害者への法的支援や、被害者救済のためのより充実した審理の実現に寄与するものと考えられることから、弁護士に対し、原子力損害賠償に関する基本的な知識や情報を伝える取組は重要であると考えられる。センターにおいては、現地の被害者が必要に応じて適切な法的支援を受けることができる態勢を維持しておくこと及び現地の実情や問題を把握することの重要性に鑑み、第4-1(3)で述べたように、令和7年も引き続き福島県弁護士会との協議会を開催している。

#### イ 既済事件・未済事件について

令和7年末時点での未済件数は613件であり、令和6年末時点での778件から減少するとともに、年末時点での未済件数としては、センター開所直後の平成23年に次いで2番目に少ない件数となった。これは、前記アのような申立件数の減少があった中で係属未済事件が順調に終局し、申立件数よりも多い既済件数となったことが主要因であると考えられる。また令和7年の既済事件の和解成立率は79.7%であり、令和6年に引き続き8割に近い案件が和解によって終了している。本件事故から14年の期間が経過してもなお高い割合で和解が成立していることは、センターの和解仲介手続による救済を受けられる潜在的な可能性がある被害者がいまだに一定数存在することを示しているものと考えられ、センターとしては引き続き広報・周知活動に取り組み、これらの被害者がセンターを利用する機会を失うことがないように努めていきたい。

センターとしては、令和6年の活動状況報告書にも記載したとおり、引き続き、一つの案件について複数の担当調査官が協働して充実した調査等を行い、内部における相談体制や、事例検討会の実施などの取組を行っている。

また、申立人が賠償金を受け取ることができないままに長期間が経過することを極力

避けるため、令和6年に引き続き、早期一部支払を活用しながら、申立人がその請求額の一部のみでも早期に支払を受けることができるようにする運用も積極的に行っている（令和7年における一部和解までの平均期間1.5か月）。

第5-3(1)でも言及したとおり、早期一部支払による一部和解後、残部和解が行われず、最終的に取下げや打切りにより手続が終局する結果となることもあるものの、その中には、申立人が早期一部支払分のみで十分であるとしてそれ以上の審理を希望しないなど、実質的には申立人が満足を得て終結したと評価できる事案も含まれている。また、和解仲介の申立てと並行して直接請求もされていたところ、和解仲介手続により得られた資料も踏まえて直接請求による賠償が実現した結果、申立てが取下げに至ったと考えられる事案も見受けられる。以上のとおり、最終的な終局事由が取下げ又は打切りとされている事案の中にも、センターの和解仲介を契機として紛争が解決したと評価できるものが一定数含まれているとあってよいと考えられる。

引き続きこれらの取組などを行いつつ、センター内の体制の整備といった課題などにも取り組み、適正、迅速かつ公平な和解仲介に努めることはもとより、被害者が制度全体を通じて十分な救済を得て実質的な紛争解決が図られるよう、今後とも紛争解決機関としての役割を果たしていきたい。

## (2) 消滅時効により権利行使ができなくなる事態の阻止・回避

### ア 東京電力の対応の注視

東京電力は、令和3年8月に認定された第四次総合特別事業計画において、時効に関する基本的な考え方として「賠償に当たっては、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応する」ことを明記した。この点については、令和4年1月31日に開催された第55回審査会以降、継続的に同趣旨の発言をしており、令和8年1月に認定された第五次総合特別事業計画においても、「3つの誓い」の「最後の一人まで賠償貫徹」として改めて徹底するとしている。

これまでのところ、和解仲介手続において、東京電力から時効を理由にした主張がされた事案は認められないものの、センターとしては、東京電力の時効に関する上記方針が今後も確実に遵守されていくように引き続き注視していきたい。

### イ 申立人に対する終局時の説明等の取組

センターでは、和解仲介手続を終了する場合、申立人がその後訴えを提起する機会を喪失することがないように、手続の終局に先立って申立人に対して行う説明を工夫している。

具体的には、申立てに係る事項の全部又は一部について和解案を提示できない場合（例えば手続に表れた主張や証拠関係からは請求権の認定が困難であるような場合や、既払分を超える損害の認定が困難であるような場合）で、申立人がその全部又は一部につき

訴訟を検討しているようなときには、打切りを選択する方が良いこともある（センターの訴訟においては証人尋問や鑑定といった方法を利用できないなどといった一定の限界がある。また、時効との関係では、和解仲介を打ち切ることで、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第18条の2の規定により、その打切りの通知を受けた日から1か月以内に訴えを提起したときは、和解仲介の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、例えば、手続進行中に消滅時効の期間が経過してしまった場合であっても、その期間を経過する前に訴えを提起したものと扱われる。）旨を説明している。申立人が打切りを希望した案件については、全部又は一部打切りの手続をとる運用をしている。

### （3）訴訟係属案件における和解仲介の促進

センターの和解仲介手続における案件と並行して訴訟が係属している場合において、和解仲介手続に係る申立てと並行する訴訟のそれぞれの請求内容（請求する損害項目等）が同一であるか又は重複するときには、訴訟と和解仲介の判断内容が異なる事態が生じ得る。

和解仲介手続の進行中の事案について、控訴審や上告審に訴訟が係属している場合において、東京電力は、既に言い渡された判決と重複する請求項目について判決の判断と異なる内容の和解に応じることには依然として消極的であるが、このような場合であっても、並行する訴訟の訴えを取り下げる旨の条項を設けたり、和解の対象となる損害項目を工夫したりするなど、個別の案件に応じて当事者間の意向を調整し、できる限り和解による解決を目指して工夫をしている。

また、7件の高裁判決<sup>46</sup>が確定したことから、特にこれらの訴訟の原告であった申立人が、第五次追補での目安額が訴訟での認容額を上回る場合において、その差額を和解仲介手続において請求する事案が現れている。東京電力は、ウェブサイトにおいて公表している「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」<sup>47</sup>において、「賠償項目について、直接請求手続やADRや訴訟などにおいて既に同趣旨の損害を賠償させていた場合には、中間指針第五次追補等を踏まえお支払い済みの金額との差額を賠償させていただきます」などと表明している。

確定判決を受けている者については、新たな訴訟が提起された場合には、既判力により確定判決と異なる判断が遮断されるものの、審査会の専門委員の最終報告<sup>48</sup>でも示されたように、既判力は訴訟法上の効力にとどまり、実体法上の権利そのものを変更するものではない。和解仲介手続においては、そのようなことも踏まえ、事案に応じて適切に審理・判断していくことになるものと思われる。

<sup>46</sup> 前掲・注15。

<sup>47</sup> 前掲・注28。

<sup>48</sup> 前掲・注18の最終報告の「3-3-2-2. 既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点」参照。

#### (4) 東京電力による和解案拒否案件

令和7年に既済となった案件の中に、仲介委員の示した和解案を東京電力が拒否したことによって打切りとなった案件は、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年に引き続き0件であった。

センターの和解仲介手続において、仲介委員は、東京電力が提示した和解案の受諾をいったんは拒否する姿勢を示した場合であっても、東京電力に対し、再度、和解案を受諾するよう働きかけ、案件の内容によっては和解案提示理由書を交付するなどして、紛争解決を目指しているところである。センターとしても、東京電力の和解案拒否により手続が打切りになった場合には、和解仲介手続の申立てにあたり参考となる資料を提供するといった趣旨から、適当と認めるときは和解案提示理由書等を公表しており、今後も引き続き、このような紛争解決に向けた働きかけを実践していきたい。

また、東京電力は、「3つの誓い」において、センターの和解案を尊重する旨明言しており、センターとしては、東京電力に対してこのことを再認識した上で、センターからの紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう、引き続き求めていきたい。

#### 4 広報等における課題

センターによる広報・周知活動の状況は、おおむね前記第4のとおりであり、令和7年は、令和6年に引き続き、確定申告<sup>49</sup>や健康診断等の際に申立相談窓口を設ける形での説明会を積極的に実施することや各種広報媒体を利用した機会を捉えた広報・周知活動に努めるのみならず、福島事務所の平日夜間・土曜窓口等、新規の取組も実施することで一定の成果を上げたと分析している。

初回申立割合がいまだに高いことから、センターのことをよく知らない、正確な情報を得られないために利用に至っていない被害者もいまだに一定数存在していると推察される。前記第4 2で述べたアンケート結果で、これまでセンターに申立てを行わなかった理由として、「センターを知らなかった」や「賠償を受けられる見込みが分からなかった」といった回答が多かったことも、その裏付けとなると考えられる。このような被害者が損害賠償請求権を行使する機会を失うことがないように、センター自体の存在の周知に加えて、センターの活動内容や和解仲介手続の利用方法、地域ごとの和解事例といった情報を適切にわかりやすく提供すべく、広報活動を引き続き積極的に行っていく必要がある。その際アンケート結果から判明した効果的と思われる広報手法を特に活用しつつ、伝えたい内容等に応じて適切な手法を選択していくことが重要であると考えられる。

また自治体等と連携した説明会については、前記の通り多くの申立てにつながっていることから引き続き効果が高い取り組みであるといえる。説明会参加者等に対するアンケート結果において、説明会当日にたまたま通りかかり声掛け等を受けたことでセンターを認知したという方が一定数存在したことから、センターの存在を知らない被害者

<sup>49</sup>地方公共団体で行われている県民税・市町村民税の申告。

に対する働きかけとして他の広報取組では代替が難しい成果を挙げている取組であると評価できる。アンケート結果も踏まえ、チラシや広報誌等による説明会の周知を引き続き実施するとともに、新たな自治体や組織と連携した説明会の実施など、より多くの申立てにつながる取組を検討していきたい。

加えて、令和8年には本件事故から15年が経過することとなるところ、①当時被害者であった方が亡くなっている場合、原子力損害の賠償に係る権利はその相続人に相続されていることから、今後は被害者の方のみならずその相続人に向けた広報・周知活動についても取り組む必要があり、②また、時の経過とともに正確な資料（関係者の記憶等の主観的なものを含む。）の散逸が進み、損害の証明が困難になることが考えられることから、センターの早期かつ積極的な利用を促すような広報活動にも一層注力していく必要がある。

このほか、電話による問合せ等とも有機的・相乗的に連動させつつ、地方公共団体とも連携を深めながら、丁寧な対応をしていく必要がある。

今後とも、被害者の方にセンターの存在や和解仲介手続の仕組み等についてより認識を深めていただき、その救済を実効的なものにするため、効果的な広報・周知活動を検討し、展開していきたい。